

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月9日提出
【計算期間】	第27特定期間(自 2024年8月14日至 2025年2月10日)
【ファンド名】	りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース
【発行者名】	SOMPOアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 力
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	津田 浩平
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【電話番号】	03-5290-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、投資信託証券を通じてインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて金3,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定めるファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表（ファンド共通）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義（ファンド共通） >

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	債券	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

アジア通貨コース、高金利通貨コース、ブラジルリアルコース、米ドルコース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ()
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州		
債券	年12回 (毎月)	アジア		
一般		オセアニア		
公債	日々	中南米		
		アフリカ		

社債 その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 社債（ 低格付債）））	その他 （ ）	中近東 （中東） エマージング		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注1）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をします
ので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

（注3）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載し
ております。

日本円コース

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファ ンド	あり （フルヘッジ）
一般	年2回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回 （隔月）	欧州 アジア		
債券	年12回 （毎月）	オセアニア		
一般		中南米		
公債	日々	アフリカ		
社債	その他 （ ）	中近東 （中東） エマージング		
その他債券 クレジット属性 （ ） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券 社債（ 低格付債）））				
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注1）ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をします
ので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

（注3）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載し
ております。

<属性区分の定義（ファンド共通）>

項目	該当する 属性区分	内容
----	--------------	----

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債(低 格付債)))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、 債券のうち社債(低格付債)に主として投資する旨の記載 があるものをいいます。
決算頻度	年12回	目論見書又は信託約款において、年12回(毎月)決算する 旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益 が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があ るものをいいます。
投資形態	ファンド・ オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に 関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ をいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書又は信託約款において、為替のフルヘッジまたは 一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをい います。
	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない 旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がな いものをいいます。

ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームペー
ジ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<ファンドの特色>

ファンドの目的

インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

● ファンドの特色

1

日本を除くアジア(オセアニアを含む)^{※1}のハイ・イールド債券(米ドル建て等)^{※2}を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

※1 「中国・香港・インドネシア・インド・韓国・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・台湾・オーストラリア等」が主な投資対象国となります。

※2 ハイ・イールド債券とは、格付機関によってBB格以下に格付される債券を表します。信用力が低いため、その見返りとして高い利回りとなる傾向があります。

● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・各ファンドは、「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」、「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「マネー・プールマザーファンド」を主要投資対象とします。
- ・原則として、「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。
- ・「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
- ・「日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」は日興アセットマネジメント アジア リミテッドが、「ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」はライオングローバルインベスターズがそれぞれ運用を行います。

日興アセットマネジメント アジア リミテッドについて

シンガポールを本拠地とする日興アセットマネジメント アジア リミテッドは、シンガポール及び東南アジアにおいて長年の資産運用実績を持っています。

ライオングローバルインベスターズについて

シンガポールの大手銀行であるOCBCグループの一員として1986年に設立された、アジア株式および債券の運用に特化したシンガポールの運用会社です。

※ 各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称及び概要については後掲「主要投資対象の投資信託証券の概要」をご覧ください。
また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

2

為替取引の異なる5コース(アジア通貨コース、高金利通貨コース、ブラジルリアルコース、米ドルコース、日本円コース)があります。

- 各ファンド(米ドルコースを除きます。)が主要投資対象とする外国投資信託では、それぞれ異なる為替取引(原則として、米ドル等売り/対象通貨買い)を行います。

アジア通貨コース	アジア通貨(インド・ルピー、インドネシア・ルピア、オーストラリア・ドルに原則均等配分)で為替取引を行います。 投資候補通貨:インド・ルピー、インドネシア・ルピア、フィリピン・ペソ、韓国・ウォン、マレーシア・リング、オーストラリア・ドル
高金利通貨コース	高金利通貨(ブラジル・リアル、トルコ・リラ、南アフリカ・ランドに原則均等配分)で為替取引を行います。 投資候補通貨:ブラジル・リアル、メキシコ・ペソ、トルコ・リラ、ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、カナダ・ドル、オーストラリア・ドル、南アフリカ・ランド
ブラジルリアルコース	ブラジル・リアルで為替取引を行います。
米ドルコース	原則として対円での為替ヘッジを行いません。
日本円コース	原則として対円での為替ヘッジを行います。

※アジア通貨コース及び高金利通貨コースの通貨構成に関しては、投資候補通貨の流動性・金利状況などを総合的に勘案して、定期的に見直しを行います。上記の投資候補通貨及び通貨構成は2025年2月末におけるものであり、今後変更となる可能性があります。なお、通貨構成は必ずしも相対的に金利の高い上位通貨から選定されるとは限りません。

3

原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。

- 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

決算期毎にインカム収入[®]を中心に分配を行うことを目指すファンドです。

※ インカム収入とは、債券の利子収入、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)収入等をいいます。

- ・ファンドに蓄積された過去の運用成果(分配原資)を加味する場合があります。
- ・投資対象資産や為替の値動き等により基準価額が下落した場合でも、原則として、インカム収入相当については、分配を行います。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産

分配金

- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

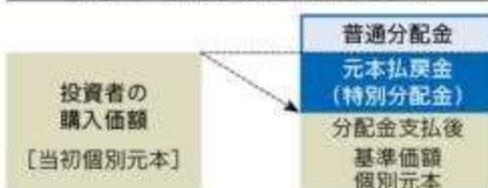
分配対象額は、以下①～④です。

①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金

※上記はイメージです。実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

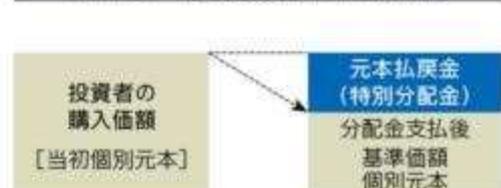
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が
元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が
元本の一部払戻しに相当する場合



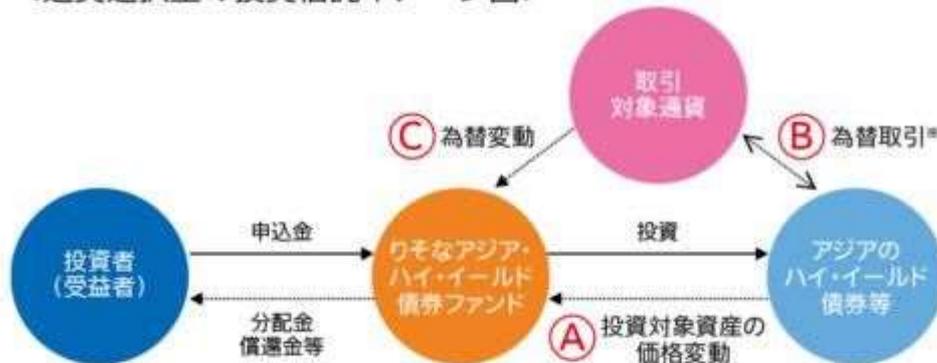
普通分配金 個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金） 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

<通貨選択型の投資信託イメージ図>



※ 取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

		(A)	(B)	(C)
収益の源泉	=	アジアのハイ・イールド債券等の利子収入、値上がり/値下がり	為替取引によるプレミアム/コスト <米ドルコースを除く>	為替差益/差損 <日本円コースを除く>
収益を得られるケース	インカム	・ 利子収入の受取り	・ プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 〔取引対象通貨の短期金利 > 米ドル等の短期金利〕	
	キャピタル	債券価格の上昇 ・ 金利の低下		為替差益の発生 ・ 円に対して取引対象通貨高
損失やコストが発生するケース		債券価格の下落 ・ 金利の上昇 ・ 発行体の信用状況の悪化	・ コスト(金利差相当分の費用)の発生 〔取引対象通貨の短期金利 < 米ドル等の短期金利〕	為替差損の発生 ・ 円に対して取引対象通貨安

※ 日本円コース：(B)「為替取引によるプレミアム/コスト」を、日本円コースでは、「為替ヘッジ(米ドル等売り/円買い)によるプレミアム/コスト」といいます。

(C)為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※ 米ドルコース：(C)原則として対円で為替ヘッジを行いませんので、米ドル等の対円での為替変動の影響を受けます。

(2)【ファンドの沿革】

2011年9月30日

アジア通貨コース、高金利通貨コース、ブラジルリアルコース、日本円コースの信託契約締結、設定、運用開始

2014年5月23日 米ドルコースの信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

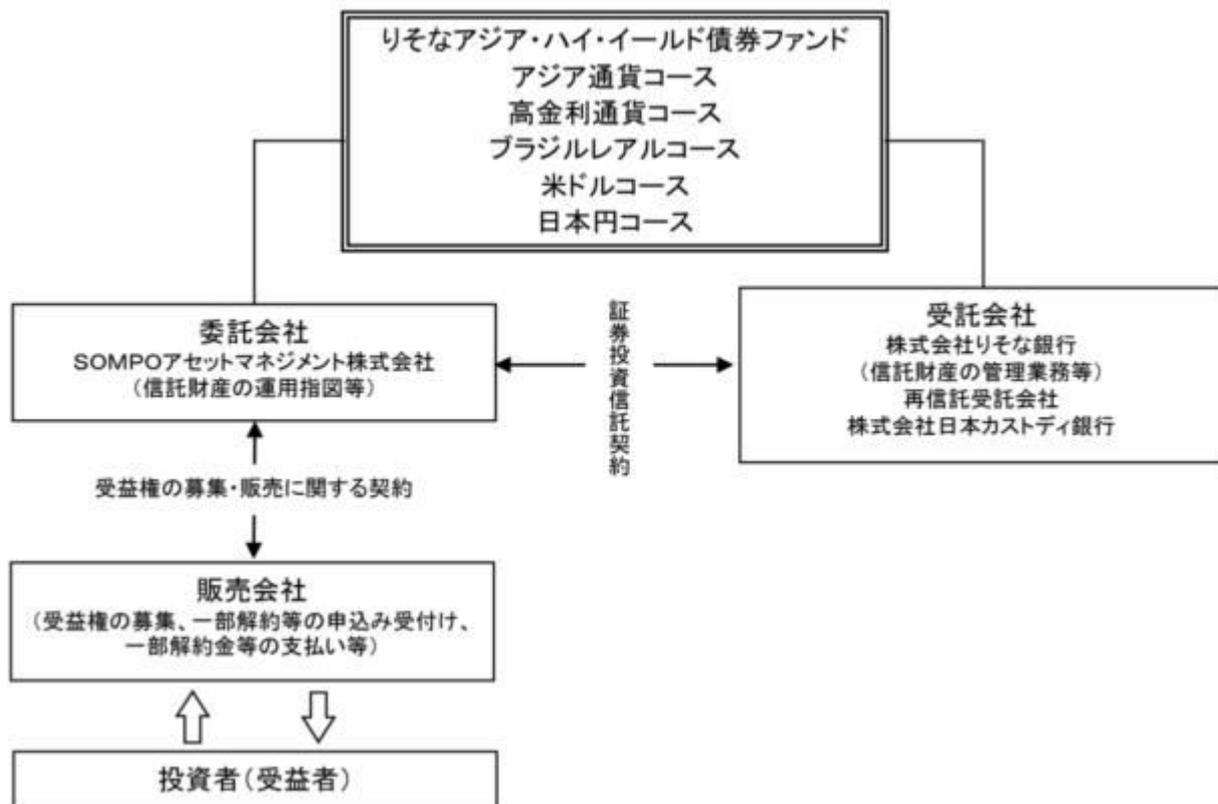
ファンドの仕組み

ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組み合わせることにより運用を行います。

ファンド共通

(注) 以下、図表中 1、2 については、下表よりファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。

1	アジア通貨 コース	高金利通貨 コース	ブラジルリアル コース	米ドル コース	日本円 コース
2	クラス4	クラス3	クラス2	クラス5	クラス1

**ファンドの関係法人図**

ファンドの関係法人

() 委託会社または委託者：SOMPOアセットマネジメント株式会社

ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

() 販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

() 受託会社または受託者：株式会社りそな銀行

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

委託会社等の概況

() 資本金の額 1,550百万円（2025年2月末現在）

() 委託会社の沿革

1986年	2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
1987年	2月20日	投資顧問業の登録
1987年	9月9日	投資一任業務の認可取得
1991年	6月1日	プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
1998年	1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
1998年	3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年	3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
2002年	7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年	9月30日	金融商品取引業者として登録
2010年	10月1日	ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更
2020年	4月1日	SOMPOアセットマネジメント株式会社に商号変更

() 大株主の状況（2025年2月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	24,085	100.0

2【投資方針】

ファンド共通

（注）以下、 については、下表よりファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。

ファンド	アジア通貨 コース	高金利通貨 コース	ブラジルリアル コース	米ドル コース	日本円コース
にあてはめる 語句	クラス4	クラス3	クラス2	クラス5	クラス1

（１）【投資方針】**a．基本方針**

この投資信託は、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

b．運用方針**投資対象**

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

- () 主として「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」、「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「マネープールマザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- () 原則として、「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」への投資比率は高位を維持することを基本とします。「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」への投資にあたっては、資金動向、市況動向、流動性、取引コスト等を勘案して、定性的・定量的な判断に基づき、配分を決定します。
- () 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
- () 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- () 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

ファンドの運用目標を達成するため、投資対象とする投資信託証券の具体的な投資先を重視して「Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」、「Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」および「マネープールマザーファンド」を選定しました。

（２）【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみ

なされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券または証書の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、前記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとしします。

別に定める投資信託証券とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。

外国籍投資信託 Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

外国籍投資信託 Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

親投資信託 マネープールマザーファンド

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

主要投資対象の投資信託証券の概要

名称	日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド クラス5 / クラス4 / クラス3 / クラス2 / クラス1)								
形態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)								
運用の基本方針	①主として、アジア地域の米ドル建てのハイ・イールド債券等に投資します。 ②原則として以下の通貨で為替取引(対米ドル等)を行います(クラス5を除きます。) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>アジア・オセアニア</td> <td>クラス4</td> <td>ブラジルリアル</td> <td>クラス2</td> </tr> <tr> <td>高金利通貨</td> <td>クラス3</td> <td>日本円</td> <td>クラス1</td> </tr> </tbody> </table>	アジア・オセアニア	クラス4	ブラジルリアル	クラス2	高金利通貨	クラス3	日本円	クラス1
アジア・オセアニア	クラス4	ブラジルリアル	クラス2						
高金利通貨	クラス3	日本円	クラス1						
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ③投資信託証券への投資は行いません。 <有価証券の発行者等に関するエクスポージャー> 1発行体10%以内 <取引の相手方に対するエクスポージャー> 評価益ベースで10%以内								
決算日	毎年12月31日								
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.77% ※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。								
申込・解約手数料	ありません。								
投資顧問会社	日興アセットマネジメント アジア リミテッド								
名称	ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド クラス5 / クラス4 / クラス3 / クラス2 / クラス1)								
形態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)								
運用の基本方針	①主として、アジア地域の米ドル建てのハイ・イールド債券等に投資します。 ②原則として以下の通貨で為替取引(対米ドル等)を行います(クラス5を除きます。) <table border="1"> <tbody> <tr> <td>アジア・オセアニア</td> <td>クラス4</td> <td>ブラジルリアル</td> <td>クラス2</td> </tr> <tr> <td>高金利通貨</td> <td>クラス3</td> <td>日本円</td> <td>クラス1</td> </tr> </tbody> </table>	アジア・オセアニア	クラス4	ブラジルリアル	クラス2	高金利通貨	クラス3	日本円	クラス1
アジア・オセアニア	クラス4	ブラジルリアル	クラス2						
高金利通貨	クラス3	日本円	クラス1						
主な投資制限	①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ③投資信託証券への投資は行いません。 <有価証券の発行者等に関するエクスポージャー> 1発行体10%以内 <取引の相手方に対するエクスポージャー> 評価益ベースで10%以内								
決算日	毎年12月31日								
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.77% ※年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。								
申込・解約手数料	ありません。								
投資顧問会社	ライオングローバルインベスターズ								

名 称	マネーブルマザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	わが国の公社債等(残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券)に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主 な 投 資 制 限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。 ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
設 定 日	2011年9月30日
信 託 期 間	無期限
決 算 日	原則として、毎年8月10日
信 託 報 酬 等	ありません。
申 込・解 約 手 数 料	ありません。
委 託 会 社	SOMPOアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	株式会社りそな銀行

※各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

(運用体制)

総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。

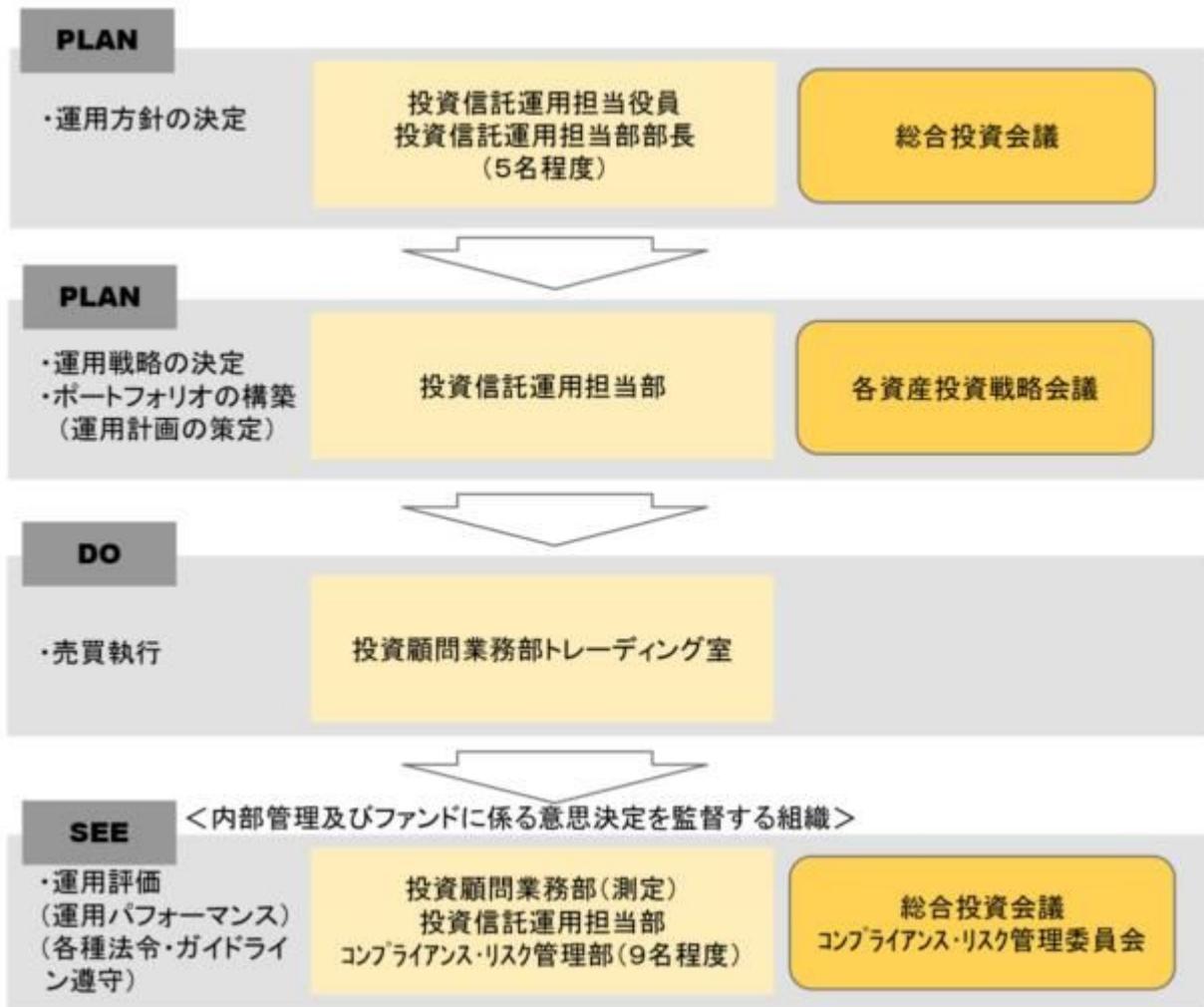
各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

(社内規程)

社内規程でファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等のサービス規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



2025年2月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則毎月10日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みません。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a. ファンドの信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入れ

- () 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- () 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- () 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- () 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

- () 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- () 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- () 前記()、()の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様への投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<ファンドの投資にかかるリスク>

価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

為替変動リスク

各ファンドでは、投資信託証券を通じて、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、各ファンドへの投資には為替変動リスク（為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスク）が伴います。なお、各ファンドの為替変動リスクは以下の通りです。

アジア通貨コース／高金利通貨コース／ブラジルリアルコース

各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建て等の外貨建資産（以下、投資対象資産といいます。）へ投資し、原則として各ファンドでは対象通貨に対する為替取引（米ドル等売り／対象通貨買い）を行うため、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動による影響を大きく受けます。また、投資対象資産を対象通貨で完全に排除することができないため、投資対象資産の米ドル等発行通貨の為替変動による影響を受ける場合があります。

なお、対象通貨の金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替取引コストとなります。

なお、一部の対象通貨については、直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。

NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

直物為替先渡取引（NDF）とは、規制等がある通貨の為替取引を行う場合等に利用され、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

米ドルコース

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

日本円コース

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建て等の外貨建資産（以下、投資対

象資産といえます。)へ投資し、原則として対円で為替ヘッジ(米ドル等売り/円買い)を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、完全に為替変動リスクをヘッジできるものではありません。なお、円金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。

カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

コール・ローン等の短期金融商品の取引相手の債務不履行等により、当該金融商品等の取引ができなかった場合等は、ファンドが影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

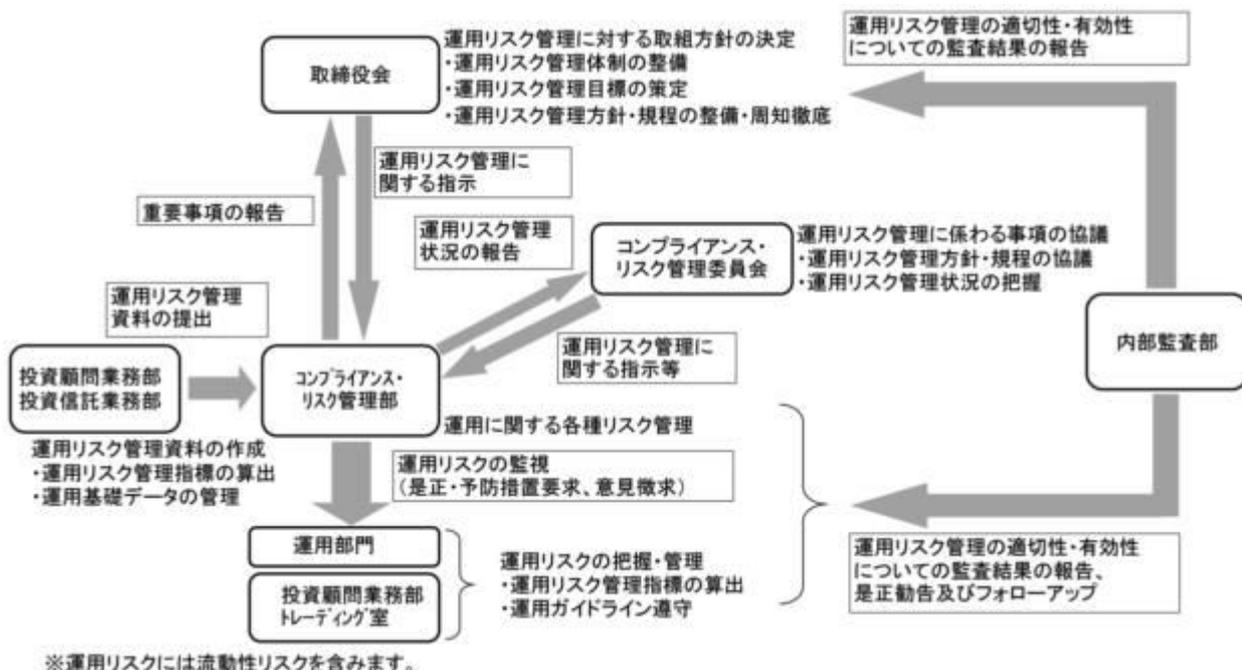
委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

<ご換金時>

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

<リスクの管理体制>

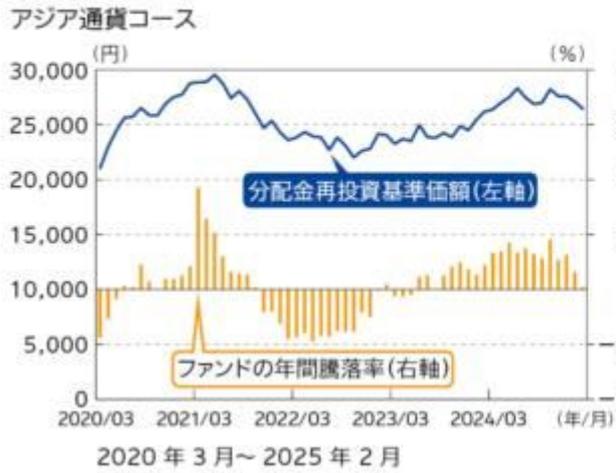


(注) 上図は、2025年2月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

流動性リスクに対する管理体制

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策等を策定しています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、担当役員が監督し、管理状況およびその有効性等については、定期的に社内委員会に報告されます。

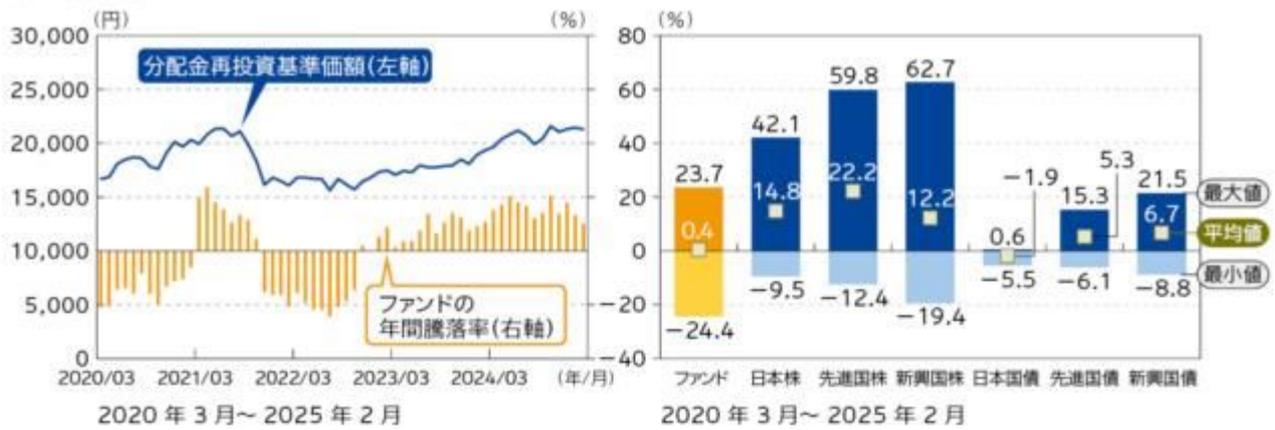
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



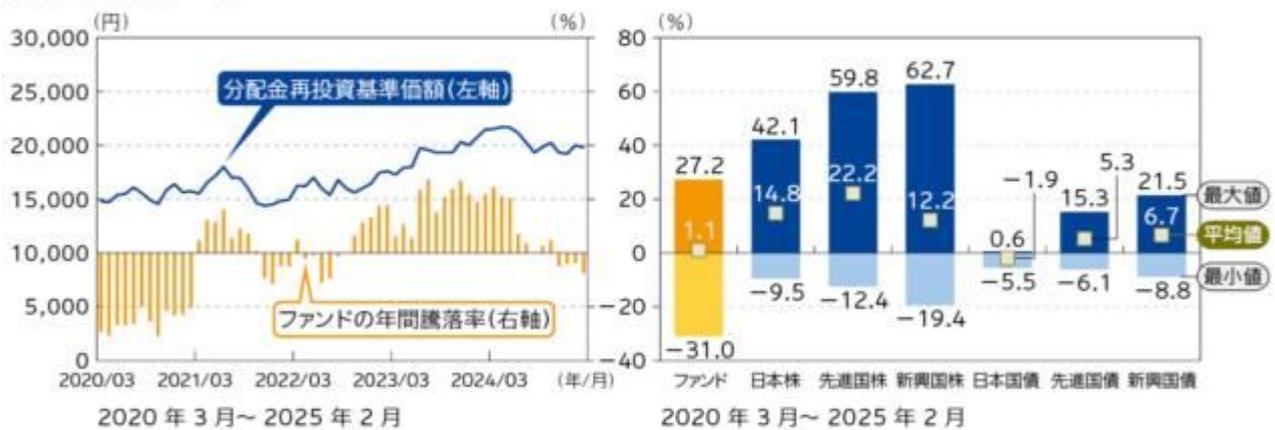
ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



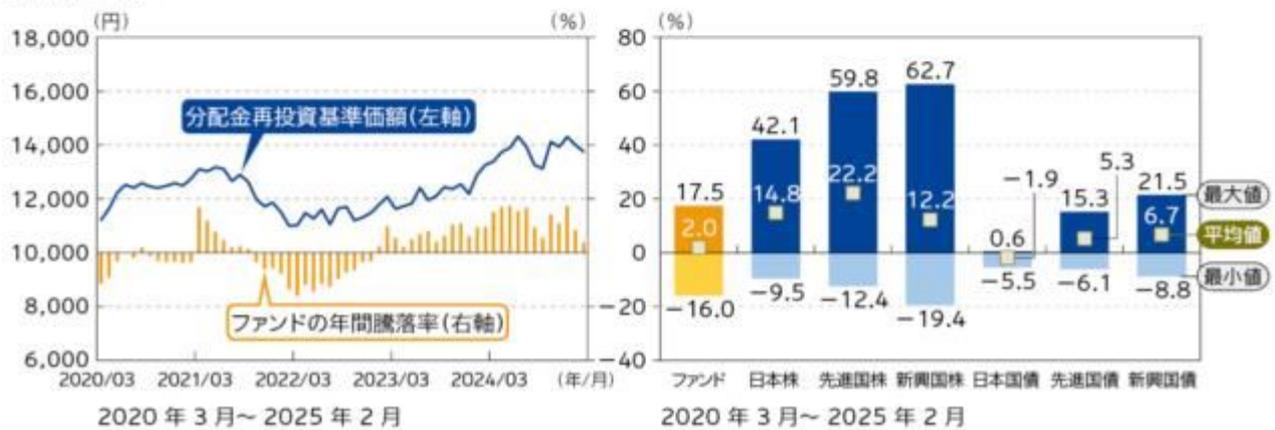
高金利通貨コース



ブラジルリアルコース



米ドルコース



日本円コース



- 上記は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額および年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 上記は、期間5年の各月末におけるグラフになります。

- 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

代表的な資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社に帰属します。	先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに委託会社が独自に円換算しています。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。	日本国債:NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE 世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。	新興国債:J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースファイド(円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、J P モルガン G B I - E M グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金	
申込み時	申込手数料及び消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%（税抜 3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価

- 1 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されることがあります。
- 2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

3 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

販売会社によっては、ファンド間のスイッチングの取扱いを行う場合があります。スイッチングの際には、申込時および換金時と同様に、費用・税金がかかる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%

(3) 【信託報酬等】

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.012%（税抜0.92%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦收受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.38%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.51%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.03%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を收受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

ファンドの主要投資対象である以下の投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね1.782%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
Nikko AM Asia Limited Investment Series-Nikko AM アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	0.77%	投資対象とする 投資信託証券の 運用の対価、管 理報酬等
Lion Global Asian High Yield Bond Fund -Lion Global Investors アジア・ハイ・イールド・ボ ンド・ファンド	0.77%	

1 各クラス共通

2 年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回る

ことがあります。

- 3 上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等（監査費用、弁護士費用等）、資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて日々計算し、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁することができます。支弁時期は信託報酬と同様です。

監査費用	監査法人に支払うファンド監査にかかる費用
------	----------------------

上記の費用等については、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

売買委託手数料	有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
保管費用	有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

< 一部解約時および償還時 >

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

（注１） 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う

つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

（注2） 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2025年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

●直近の運用報告書の作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下のとおりです。

ファンド名	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
アジア通貨コース	2.21%	1.01%	1.20%
高金利通貨コース	2.31%	1.01%	1.30%
ブラジルリアルコース	2.25%	1.01%	1.24%
米ドルコース	2.40%	1.01%	1.39%
日本円コース	2.33%	1.01%	1.32%

※対象期間は2024年8月14日から2025年2月10日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※投資対象とする投資信託証券(投資先ファンド)にかかる費用はその他費用に含めています。

なお、ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

2025年2月28日現在

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	----	---------	---------

投資信託受益証券	ケイマン	2,696,414,262	95.99
親投資信託受益証券	日本	29,976,326	1.07
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		82,690,817	2.94
純資産総額		2,809,081,405	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

2025年2月28日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,128,421,207	95.05
親投資信託受益証券	日本	12,100,681	1.02
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		46,636,062	3.93
純資産総額		1,187,157,950	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース

2025年2月28日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,144,802,989	96.18
親投資信託受益証券	日本	11,985,919	1.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		33,494,208	2.81
純資産総額		1,190,283,116	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

2025年2月28日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	44,564,823	96.03
親投資信託受益証券	日本	460,052	0.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,383,989	2.98
純資産総額		46,408,864	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

2025年2月28日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	77,076,004	96.97
親投資信託受益証券	日本	844,304	1.06
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,566,097	1.97
純資産総額		79,486,405	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（参考）マネープールマザーファンド

2025年2月28日現在

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	29,992,340	54.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		25,376,463	45.83
純資産総額		55,368,803	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、原則として、当該資産の地域別又は発行国籍別の内訳です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

2025年2月28日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	ケイマン	投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 4	11,890,381.26	144.68	1,719,420,472	144.68	1,720,312,251	61.24
2	ケイマン	投資信託受益証券	Lion Asian High Yield Bond 4	5,640,252	172.27	971,680,053	173.06	976,102,011	34.75
3	日本	親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	30,006,333	0.9989	29,973,326	0.9990	29,976,326	1.07

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.99
親投資信託受益証券	1.07
合計	97.06

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

2025年2月28日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	ケイマン	投資信託受益証券	Lion Asian High Yield Bond 3	16,454,683	38.3	630,214,358	38.54	634,179,937	53.42
2	ケイマン	投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 3	22,474,706.51	21.96	493,701,877	21.99	494,241,270	41.63
3	日本	親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	12,112,794	0.9989	12,099,469	0.9990	12,100,681	1.02

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.05
親投資信託受益証券	1.02
合計	96.07

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース

2025年2月28日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 2	12,870,011.87	55.13	709,613,844	54.74	704,555,929	59.19
2	ケイマン	投資信託受益証券	Lion Asian High Yield Bond 2	8,435,791	52.22	440,584,492	52.18	440,247,060	36.99
3	日本	親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	11,997,917	0.9989	11,984,719	0.9990	11,985,919	1.01

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.18
親投資信託受益証券	1.01
合計	97.19

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

2025年2月28日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 5	41,960.41	575.15	24,133,613	576.98	24,210,317	52.17
2	ケイマン	投資信託受益証券	Lion Asian High Yield Bond 5	32,872	614.62	20,203,887	619.2	20,354,506	43.86
3	日本	親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	460,513	0.9989	460,006	0.9990	460,052	0.99

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.03

親投資信託受益証券	0.99
合計	97.02

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

2025年2月28日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 1	259,531.96	155.96	40,476,604	157.67	40,920,923	51.48
2	ケイマン	投資信託受益証券	Lion Asian High Yield Bond 1	142,152	250.84	35,657,407	254.34	36,155,081	45.49
3	日本	親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	845,150	0.9989	844,221	0.9990	844,304	1.06

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	96.97
親投資信託受益証券	1.06
合計	98.03

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

（参考）マネープールマザーファンド

2025年2月28日現在

順位	地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還日	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第1271回国庫短期証券	10,000,000	99.97	9,997,530	99.99	9,999,640		2025/3/3	18.06
2	日本	国債証券	第1273回国庫短期証券	10,000,000	99.97	9,997,070	99.98	9,998,650		2025/3/17	18.06
3	日本	国債証券	第1286回国庫短期証券	10,000,000	99.93	9,993,160	99.94	9,994,050		2025/5/12	18.05

（注1）評価額組入上位30銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

（注3）償還年月日が「9999/99/99」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

投資有価証券の種類別投資比率

2025年2月28日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	54.17
合計	54.17

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

【投資不動産物件】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース
該当事項はありません。

（参考）マネープールマザーファンド
該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース
該当事項はありません。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース
該当事項はありません。

（参考）マネープールマザーファンド
該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第8特定期間末	(2015年 8月10日)	77,146,605,253	79,500,590,228	0.8193	0.8443
第9特定期間末	(2016年 2月10日)	50,806,604,605	52,023,330,190	0.6681	0.6841
第10特定期間末	(2016年 8月10日)	33,368,202,584	33,744,258,371	0.6211	0.6281
第11特定期間末	(2017年 2月10日)	23,190,010,406	23,363,011,126	0.6702	0.6752
第12特定期間末	(2017年 8月10日)	18,653,894,273	18,794,119,860	0.6651	0.6701
第13特定期間末	(2018年 2月13日)	15,384,925,808	15,507,130,951	0.6295	0.6345
第14特定期間末	(2018年 8月10日)	12,840,535,771	12,930,657,313	0.5699	0.5739
第15特定期間末	(2019年 2月12日)	11,301,406,220	11,382,250,925	0.5592	0.5632
第16特定期間末	(2019年 8月13日)	9,797,879,858	9,871,688,329	0.5310	0.5350
第17特定期間末	(2020年 2月10日)	9,252,179,951	9,318,735,185	0.5561	0.5601
第18特定期間末	(2020年 8月11日)	8,163,487,712	8,226,703,024	0.5166	0.5206
第19特定期間末	(2021年 2月10日)	7,557,732,333	7,615,338,349	0.5248	0.5288
第20特定期間末	(2021年 8月10日)	6,551,344,234	6,603,691,167	0.5006	0.5046
第21特定期間末	(2022年 2月10日)	4,979,827,131	5,027,485,176	0.4180	0.4220
第22特定期間末	(2022年 8月10日)	4,159,396,526	4,204,961,951	0.3651	0.3691
第23特定期間末	(2023年 2月10日)	3,953,044,942	3,996,831,379	0.3611	0.3651
第24特定期間末	(2023年 8月10日)	3,551,731,467	3,593,831,472	0.3375	0.3415
第25特定期間末	(2024年 2月13日)	3,392,384,921	3,432,496,167	0.3383	0.3423
第26特定期間末	(2024年 8月13日)	3,103,803,182	3,142,063,332	0.3245	0.3285
第27特定期間末	(2025年 2月10日)	2,805,078,327	2,842,574,063	0.2992	0.3032
	2024年 2月末日	3,423,374,936		0.3434	
	3月末日	3,377,294,985		0.3418	
	4月末日	3,922,972,863		0.3458	
	5月末日	3,920,761,537		0.3479	
	6月末日	3,708,155,227		0.3542	
	7月末日	3,281,202,934		0.3396	
	8月末日	3,140,855,825		0.3285	
	9月末日	3,109,384,660		0.3258	
	10月末日	3,225,365,910		0.3364	
	11月末日	3,087,069,223		0.3249	
	12月末日	3,016,988,945		0.3209	
	2025年 1月末日	2,924,001,342		0.3114	
	2月末日	2,809,081,405		0.2997	

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8特定期間末	(2015年 8月10日)	12,954,799,999	13,387,904,208	0.6581	0.6801
第9特定期間末	(2016年 2月10日)	8,440,421,146	8,662,807,355	0.4934	0.5064
第10特定期間末	(2016年 8月10日)	7,184,680,949	7,286,217,694	0.4953	0.5023
第11特定期間末	(2017年 2月10日)	6,161,761,924	6,247,545,250	0.5028	0.5098
第12特定期間末	(2017年 8月10日)	5,736,824,966	5,818,868,693	0.4895	0.4965

第13特定期間末	(2018年 2月13日)	5,761,200,016	5,849,351,653	0.4575	0.4645
第14特定期間末	(2018年 8月10日)	4,480,865,725	4,543,134,109	0.3598	0.3648
第15特定期間末	(2019年 2月12日)	4,209,142,581	4,268,920,112	0.3521	0.3571
第16特定期間末	(2019年 8月13日)	3,651,750,363	3,709,435,155	0.3165	0.3215
第17特定期間末	(2020年 2月10日)	3,331,355,720	3,375,179,362	0.3041	0.3081
第18特定期間末	(2020年 8月11日)	2,404,938,456	2,436,206,693	0.2307	0.2337
第19特定期間末	(2021年 2月10日)	2,306,456,081	2,335,992,275	0.2343	0.2373
第20特定期間末	(2021年 8月10日)	1,885,242,089	1,910,794,621	0.2213	0.2243
第21特定期間末	(2022年 2月10日)	1,311,449,821	1,335,571,108	0.1631	0.1661
第22特定期間末	(2022年 8月10日)	1,084,783,714	1,108,709,404	0.1360	0.1390
第23特定期間末	(2023年 2月10日)	1,747,721,183	1,787,848,995	0.1307	0.1337
第24特定期間末	(2023年 8月10日)	1,250,505,768	1,283,393,750	0.1141	0.1171
第25特定期間末	(2024年 2月13日)	1,595,919,758	1,625,293,733	0.1087	0.1107
第26特定期間末	(2024年 8月13日)	1,311,484,970	1,337,128,787	0.1023	0.1043
第27特定期間末	(2025年 2月10日)	1,176,476,414	1,194,400,965	0.0985	0.1000
	2024年 2月末日	1,624,665,562		0.1100	
	3月末日	1,608,448,308		0.1096	
	4月末日	1,860,928,477		0.1118	
	5月末日	1,865,030,686		0.1120	
	6月末日	1,680,624,734		0.1120	
	7月末日	1,393,367,951		0.1076	
	8月末日	1,307,199,288		0.1014	
	9月末日	1,321,629,169		0.1019	
	10月末日	1,307,642,631		0.1062	
	11月末日	1,242,320,347		0.1021	
	12月末日	1,227,338,331		0.1019	
	2025年 1月末日	1,204,565,805		0.1010	
	2月末日	1,187,157,950		0.0988	

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8特定期間末	(2015年 8月10日)	11,498,186,398	11,817,310,304	0.5405	0.5555
第9特定期間末	(2016年 2月10日)	7,969,104,911	8,155,659,752	0.4272	0.4372
第10特定期間末	(2016年 8月10日)	7,856,892,070	7,973,775,621	0.4705	0.4775
第11特定期間末	(2017年 2月10日)	8,983,510,025	9,104,921,563	0.5179	0.5249
第12特定期間末	(2017年 8月10日)	8,880,045,069	9,006,021,229	0.4934	0.5004
第13特定期間末	(2018年 2月13日)	8,472,899,418	8,608,767,292	0.4365	0.4435
第14特定期間末	(2018年 8月10日)	6,511,904,751	6,583,865,885	0.3620	0.3660
第15特定期間末	(2019年 2月12日)	5,750,487,679	5,816,589,870	0.3480	0.3520
第16特定期間末	(2019年 8月13日)	4,883,237,133	4,946,073,184	0.3109	0.3149
第17特定期間末	(2020年 2月10日)	4,243,619,801	4,287,589,628	0.2895	0.2925

第18特定期間末	(2020年 8月11日)	2,867,500,619	2,895,291,675	0.2064	0.2084
第19特定期間末	(2021年 2月10日)	2,471,742,343	2,497,179,388	0.1943	0.1963
第20特定期間末	(2021年 8月10日)	2,376,931,134	2,401,317,161	0.1949	0.1969
第21特定期間末	(2022年 2月10日)	1,865,592,887	1,888,079,527	0.1659	0.1679
第22特定期間末	(2022年 8月10日)	1,760,045,345	1,782,192,721	0.1589	0.1609
第23特定期間末	(2023年 2月10日)	1,742,459,353	1,764,110,990	0.1610	0.1630
第24特定期間末	(2023年 8月10日)	1,792,124,987	1,813,370,488	0.1687	0.1707
第25特定期間末	(2024年 2月13日)	1,626,111,009	1,644,942,892	0.1727	0.1747
第26特定期間末	(2024年 8月13日)	1,369,947,353	1,387,902,940	0.1526	0.1546
第27特定期間末	(2025年 2月10日)	1,194,034,223	1,211,049,115	0.1404	0.1424
	2024年 2月末日	1,640,603,942		0.1763	
	3月末日	1,627,324,957		0.1747	
	4月末日	1,617,732,235		0.1743	
	5月末日	1,583,852,411		0.1719	
	6月末日	1,522,281,096		0.1658	
	7月末日	1,412,322,921		0.1570	
	8月末日	1,333,447,619		0.1477	
	9月末日	1,355,695,734		0.1498	
	10月末日	1,350,423,423		0.1507	
	11月末日	1,240,935,908		0.1420	
	12月末日	1,193,946,317		0.1392	
	2025年 1月末日	1,216,574,906		0.1428	
	2月末日	1,190,283,116		0.1396	

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第3特定期間末	(2015年 8月10日)	578,177,946	581,677,137	1.1566	1.1636
第4特定期間末	(2016年 2月10日)	754,971,413	760,012,122	1.0484	1.0554
第5特定期間末	(2016年 8月10日)	557,380,820	561,467,317	0.9548	0.9618
第6特定期間末	(2017年 2月10日)	383,071,938	384,542,807	1.0418	1.0458
第7特定期間末	(2017年 8月10日)	355,619,937	357,019,502	1.0164	1.0204
第8特定期間末	(2018年 2月13日)	268,672,334	269,768,628	0.9803	0.9843
第9特定期間末	(2018年 8月10日)	249,999,138	251,057,707	0.9447	0.9487
第10特定期間末	(2019年 2月12日)	220,912,189	221,853,899	0.9383	0.9423
第11特定期間末	(2019年 8月13日)	186,266,795	187,084,464	0.9112	0.9152
第12特定期間末	(2020年 2月10日)	174,168,014	174,901,209	0.9502	0.9542
第13特定期間末	(2020年 8月11日)	179,779,993	180,595,202	0.8821	0.8861
第14特定期間末	(2021年 2月10日)	135,365,999	136,002,435	0.8508	0.8548
第15特定期間末	(2021年 8月10日)	123,520,704	124,102,261	0.8496	0.8536
第16特定期間末	(2022年 2月10日)	66,231,756	66,591,434	0.7366	0.7406
第17特定期間末	(2022年 8月10日)	72,483,773	72,907,432	0.6844	0.6884

第18特定期間末	(2023年 2月10日)	75,813,502	76,239,107	0.7125	0.7165
第19特定期間末	(2023年 8月10日)	73,686,447	74,104,223	0.7055	0.7095
第20特定期間末	(2024年 2月13日)	73,034,716	73,431,898	0.7355	0.7395
第21特定期間末	(2024年 8月13日)	66,996,856	67,364,059	0.7298	0.7338
第22特定期間末	(2025年 2月10日)	46,103,266	46,358,285	0.7231	0.7271
	2024年 2月末日	74,293,310		0.7465	
	3月末日	69,266,733		0.7501	
	4月末日	70,818,555		0.7655	
	5月末日	70,778,710		0.7701	
	6月末日	72,665,203		0.7895	
	7月末日	70,242,669		0.7652	
	8月末日	64,674,328		0.7234	
	9月末日	63,782,308		0.7118	
	10月末日	68,408,449		0.7621	
	11月末日	67,219,282		0.7475	
	12月末日	68,668,424		0.7637	
	2025年 1月末日	47,435,549		0.7440	
	2月末日	46,408,864		0.7263	

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

直近日（2025年2月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第8特定期間末	(2015年 8月10日)	1,071,140,064	1,078,770,534	0.8423	0.8483
第9特定期間末	(2016年 2月10日)	770,475,585	776,181,558	0.8102	0.8162
第10特定期間末	(2016年 8月10日)	645,311,632	648,387,176	0.8393	0.8433
第11特定期間末	(2017年 2月10日)	727,085,291	730,620,640	0.8226	0.8266
第12特定期間末	(2017年 8月10日)	588,126,818	591,045,068	0.8061	0.8101
第13特定期間末	(2018年 2月13日)	458,667,983	461,009,706	0.7835	0.7875
第14特定期間末	(2018年 8月10日)	365,334,449	366,837,377	0.7292	0.7322
第15特定期間末	(2019年 2月12日)	347,737,626	349,184,716	0.7209	0.7239
第16特定期間末	(2019年 8月13日)	296,273,036	297,519,775	0.7129	0.7159
第17特定期間末	(2020年 2月10日)	305,608,390	306,889,640	0.7156	0.7186
第18特定期間末	(2020年 8月11日)	283,341,732	284,577,110	0.6881	0.6911
第19特定期間末	(2021年 2月10日)	238,605,374	239,668,409	0.6734	0.6764
第20特定期間末	(2021年 8月10日)	217,243,370	218,266,787	0.6368	0.6398
第21特定期間末	(2022年 2月10日)	168,782,571	169,750,084	0.5233	0.5263
第22特定期間末	(2022年 8月10日)	128,551,457	129,483,333	0.4138	0.4168
第23特定期間末	(2023年 2月10日)	130,173,326	131,083,190	0.4292	0.4322
第24特定期間末	(2023年 8月10日)	113,529,999	114,435,015	0.3763	0.3793
第25特定期間末	(2024年 2月13日)	106,255,175	107,138,872	0.3607	0.3637
第26特定期間末	(2024年 8月13日)	101,315,297	102,194,175	0.3458	0.3488
第27特定期間末	(2025年 2月10日)	92,206,148	93,068,563	0.3207	0.3237

2024年 2月末日	107,400,031		0.3619
3月末日	105,341,960		0.3600
4月末日	103,236,395		0.3529
5月末日	103,321,027		0.3527
6月末日	102,894,724		0.3504
7月末日	102,847,397		0.3493
8月末日	102,251,139		0.3473
9月末日	102,157,795		0.3452
10月末日	100,673,401		0.3432
11月末日	99,159,993		0.3378
12月末日	94,726,712		0.3296
2025年 1月末日	92,815,954		0.3229
2月末日	79,486,405		0.3246

【分配の推移】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

	1口当たりの分配金（円）
第8特定期間	0.1600
第9特定期間	0.1050
第10特定期間	0.0510
第11特定期間	0.0320
第12特定期間	0.0300
第13特定期間	0.0300
第14特定期間	0.0250
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0240
第18特定期間	0.0240
第19特定期間	0.0240
第20特定期間	0.0240
第21特定期間	0.0240
第22特定期間	0.0240
第23特定期間	0.0240
第24特定期間	0.0240
第25特定期間	0.0240
第26特定期間	0.0240
第27特定期間	0.0240

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

	1口当たりの分配金（円）
第8特定期間	0.1320
第9特定期間	0.0870

第10特定期間	0.0480
第11特定期間	0.0420
第12特定期間	0.0420
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0320
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300
第17特定期間	0.0260
第18特定期間	0.0210
第19特定期間	0.0180
第20特定期間	0.0180
第21特定期間	0.0180
第22特定期間	0.0180
第23特定期間	0.0180
第24特定期間	0.0180
第25特定期間	0.0160
第26特定期間	0.0120
第27特定期間	0.0095

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース

	1口当たりの分配金（円）
第8特定期間	0.1050
第9特定期間	0.0650
第10特定期間	0.0450
第11特定期間	0.0420
第12特定期間	0.0420
第13特定期間	0.0420
第14特定期間	0.0270
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0200
第18特定期間	0.0150
第19特定期間	0.0120
第20特定期間	0.0120
第21特定期間	0.0120
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0120
第26特定期間	0.0120
第27特定期間	0.0120

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

	1口当たりの分配金（円）
第3特定期間	0.0360
第4特定期間	0.0420
第5特定期間	0.0420
第6特定期間	0.0270
第7特定期間	0.0240
第8特定期間	0.0240
第9特定期間	0.0240
第10特定期間	0.0240
第11特定期間	0.0240
第12特定期間	0.0240
第13特定期間	0.0240
第14特定期間	0.0240
第15特定期間	0.0240
第16特定期間	0.0240
第17特定期間	0.0240
第18特定期間	0.0240
第19特定期間	0.0240
第20特定期間	0.0240
第21特定期間	0.0240
第22特定期間	0.0240

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

	1口当たりの分配金（円）
第8特定期間	0.0510
第9特定期間	0.0360
第10特定期間	0.0260
第11特定期間	0.0240
第12特定期間	0.0240
第13特定期間	0.0240
第14特定期間	0.0190
第15特定期間	0.0180
第16特定期間	0.0180
第17特定期間	0.0180
第18特定期間	0.0180
第19特定期間	0.0180
第20特定期間	0.0180
第21特定期間	0.0180
第22特定期間	0.0180
第23特定期間	0.0180
第24特定期間	0.0180
第25特定期間	0.0180

第26特定期間	0.0180
第27特定期間	0.0180

【収益率の推移】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

	収益率（％）
第8特定期間	5.4
第9特定期間	5.6
第10特定期間	0.6
第11特定期間	13.1
第12特定期間	3.7
第13特定期間	0.8
第14特定期間	5.5
第15特定期間	2.3
第16特定期間	0.8
第17特定期間	9.2
第18特定期間	2.8
第19特定期間	6.2
第20特定期間	0.0
第21特定期間	11.7
第22特定期間	6.9
第23特定期間	5.5
第24特定期間	0.1
第25特定期間	7.3
第26特定期間	3.0
第27特定期間	0.4

（注）各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

	収益率（％）
第8特定期間	1.4
第9特定期間	11.8
第10特定期間	10.1
第11特定期間	10.0
第12特定期間	5.7
第13特定期間	2.0
第14特定期間	14.4
第15特定期間	6.2
第16特定期間	1.6
第17特定期間	4.3
第18特定期間	17.2

第19特定期間	9.4
第20特定期間	2.1
第21特定期間	18.2
第22特定期間	5.6
第23特定期間	9.3
第24特定期間	1.1
第25特定期間	9.3
第26特定期間	5.2
第27特定期間	5.6

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース

	収益率（％）
第8特定期間	8.5
第9特定期間	8.9
第10特定期間	20.7
第11特定期間	19.0
第12特定期間	3.4
第13特定期間	3.0
第14特定期間	10.9
第15特定期間	2.8
第16特定期間	3.8
第17特定期間	0.5
第18特定期間	23.5
第19特定期間	0.0
第20特定期間	6.5
第21特定期間	8.7
第22特定期間	3.0
第23特定期間	8.9
第24特定期間	12.2
第25特定期間	9.5
第26特定期間	4.7
第27特定期間	0.1

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

	収益率（％）
第3特定期間	8.2
第4特定期間	5.7
第5特定期間	4.9

第6特定期間	11.9
第7特定期間	0.1
第8特定期間	1.2
第9特定期間	1.2
第10特定期間	1.9
第11特定期間	0.3
第12特定期間	6.9
第13特定期間	4.6
第14特定期間	0.8
第15特定期間	2.7
第16特定期間	10.5
第17特定期間	3.8
第18特定期間	7.6
第19特定期間	2.4
第20特定期間	7.7
第21特定期間	2.5
第22特定期間	2.4

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落の額）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

	収益率(%)
第8特定期間	3.0
第9特定期間	0.5
第10特定期間	6.8
第11特定期間	0.9
第12特定期間	0.9
第13特定期間	0.2
第14特定期間	4.5
第15特定期間	1.3
第16特定期間	1.4
第17特定期間	2.9
第18特定期間	1.3
第19特定期間	0.5
第20特定期間	2.8
第21特定期間	15.0
第22特定期間	17.5
第23特定期間	8.1
第24特定期間	8.1
第25特定期間	0.6
第26特定期間	0.9
第27特定期間	2.1

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落の額)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。
 なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

	設定口数	解約口数
第8特定期間	37,517,110,551	18,754,720,842
第9特定期間	7,823,452,567	25,937,502,524
第10特定期間	2,448,841,278	24,771,935,070
第11特定期間	625,865,580	19,747,976,858
第12特定期間	647,338,579	7,202,365,010
第13特定期間	723,376,462	4,327,465,396
第14特定期間	580,793,043	2,491,436,097
第15特定期間	222,741,062	2,541,950,329
第16特定期間	295,230,488	2,054,289,024
第17特定期間	285,788,134	2,099,097,383
第18特定期間	217,324,774	1,052,305,203
第19特定期間	205,831,660	1,608,155,684
第20特定期間	132,453,699	1,447,224,430
第21特定期間	165,501,238	1,337,723,166
第22特定期間	168,718,135	691,873,190
第23特定期間	184,957,852	629,704,734
第24特定期間	245,163,632	666,771,813
第25特定期間	291,215,243	788,404,969
第26特定期間	1,777,169,807	2,239,943,667
第27特定期間	404,475,434	595,579,012

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

	設定口数	解約口数
第8特定期間	4,140,506,490	8,186,371,846
第9特定期間	2,060,944,450	4,640,867,905
第10特定期間	1,290,120,330	3,891,502,547
第11特定期間	474,210,876	2,724,699,311
第12特定期間	1,096,120,520	1,630,348,954
第13特定期間	2,344,502,971	1,471,944,368
第14特定期間	992,436,574	1,131,850,669
第15特定期間	437,835,789	936,006,477
第16特定期間	433,479,006	852,026,742
第17特定期間	425,344,107	1,006,391,900
第18特定期間	384,653,599	917,818,357

第19特定期間	292,150,658	869,498,548
第20特定期間	311,804,461	1,639,691,726
第21特定期間	471,405,804	948,487,320
第22特定期間	676,453,861	741,652,893
第23特定期間	6,218,032,131	817,324,759
第24特定期間	3,045,267,157	5,458,543,951
第25特定期間	5,136,352,045	1,412,024,902
第26特定期間	3,530,656,476	5,395,735,585
第27特定期間	669,648,070	1,541,855,981

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース

	設定口数	解約口数
第8特定期間	3,075,409,899	9,226,474,945
第9特定期間	1,073,853,806	3,693,296,716
第10特定期間	1,403,407,683	3,361,241,631
第11特定期間	4,749,615,910	4,102,760,659
第12特定期間	3,364,929,367	2,712,840,515
第13特定期間	3,961,242,159	2,548,140,140
第14特定期間	1,543,559,740	2,962,972,430
第15特定期間	533,787,266	1,998,522,935
第16特定期間	496,619,704	1,313,154,747
第17特定期間	417,357,138	1,469,760,816
第18特定期間	312,692,148	1,073,773,350
第19特定期間	264,737,060	1,441,742,266
第20特定期間	258,065,245	783,574,393
第21特定期間	312,327,121	1,262,020,717
第22特定期間	263,867,988	433,500,072
第23特定期間	272,025,659	519,895,091
第24特定期間	278,303,914	481,371,778
第25特定期間	269,248,930	1,476,057,873
第26特定期間	280,992,557	719,140,745
第27特定期間	363,044,247	833,391,465

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

	設定口数	解約口数
第3特定期間	370,122,320	359,825,260
第4特定期間	547,818,414	327,601,584
第5特定期間	60,230,643	196,546,667
第6特定期間	31,775,995	247,843,908

第7特定期間	63,101,021	80,927,000
第8特定期間	10,837,272	86,655,167
第9特定期間	24,772,320	34,203,571
第10特定期間	11,073,316	40,287,890
第11特定期間	16,008,813	47,019,113
第12特定期間	7,533,271	28,651,705
第13特定期間	30,554,194	10,050,760
第14特定期間	3,983,276	48,676,587
第15特定期間	1,643,886	15,363,525
第16特定期間	2,675,094	58,144,830
第17特定期間	17,278,620	1,283,317
第18特定期間	1,862,346	1,375,919
第19特定期間	5,689,660	7,647,020
第20特定期間	1,466,214	6,614,692
第21特定期間	1,117,669	8,612,477
第22特定期間	1,033,037	29,079,024

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

	設定口数	解約口数
第8特定期間	160,888,283	751,119,339
第9特定期間	154,592,037	475,341,487
第10特定期間	37,763,761	219,873,250
第11特定期間	248,823,886	133,872,573
第12特定期間	43,442,040	197,716,898
第13特定期間	24,004,331	168,135,993
第14特定期間	6,124,746	90,579,513
第15特定期間	4,109,110	22,721,931
第16特定期間	12,591,642	79,375,162
第17特定期間	27,898,553	16,394,894
第18特定期間	6,584,237	21,874,899
第19特定期間	3,294,167	60,741,858
第20特定期間	4,068,414	17,274,438
第21特定期間	5,785,251	24,419,806
第22特定期間	8,147,342	20,026,363
第23特定期間	8,894,442	16,231,787
第24特定期間	8,323,693	9,939,797
第25特定期間	8,669,862	15,776,266
第26特定期間	13,248,706	14,854,844
第27特定期間	9,438,483	14,926,232

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

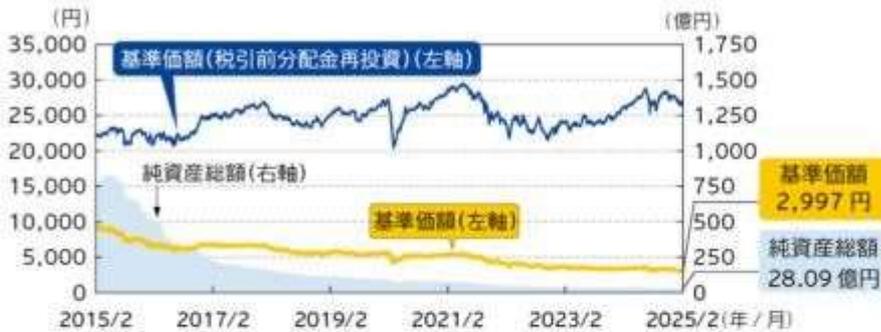
(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

参考情報

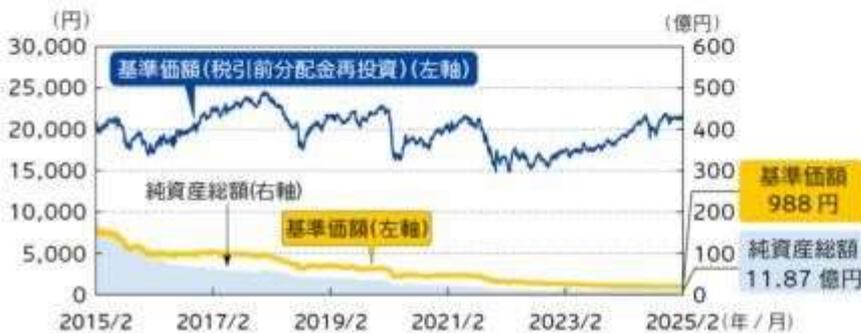
基準日:2025年2月28日

● 基準価額・純資産の推移

● アジア通貨コース 2015/02/27～2025/02/28



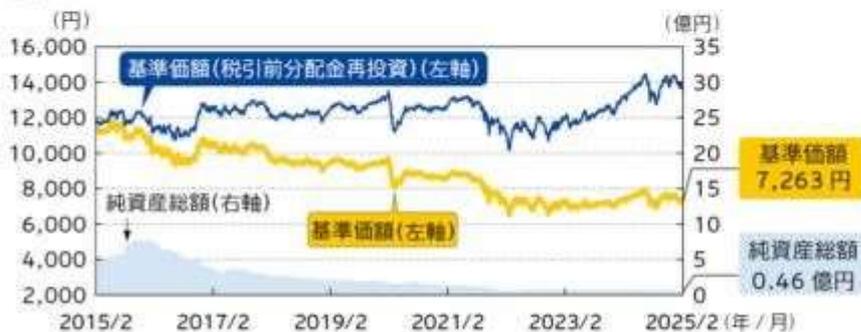
● 高金利通貨コース 2015/02/27～2025/02/28



● ブラジルリアルコース 2015/02/27～2025/02/28



● 米ドルコース 2015/02/27～2025/02/28



● 分配の推移

● アジア通貨コース

2024年10月	40円
2024年11月	40円
2024年12月	40円
2025年01月	40円
2025年02月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	17,390円

● 高金利通貨コース

2024年10月	15円
2024年11月	15円
2024年12月	15円
2025年01月	15円
2025年02月	15円
直近1年間累計	215円
設定来累計	17,105円

● ブラジルリアルコース

2024年10月	20円
2024年11月	20円
2024年12月	20円
2025年01月	20円
2025年02月	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	15,555円

● 米ドルコース

2024年10月	40円
2024年11月	40円
2024年12月	40円
2025年01月	40円
2025年02月	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	5,710円

● 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

● 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

● 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

●日本円コース 2015/02/27～2025/02/28



- 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を再投資したものと計算しています。
- 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

●日本円コース

2024年10月	30円
2024年11月	30円
2024年12月	30円
2025年01月	30円
2025年02月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	8,740円

- 1万口当たり、税引前

● 主要な資産の状況

● アジア通貨コース

資産別構成	
資産の種類	純資産比
Nikko AsiaHighYieldBondFund 4	61.24%
Lion Asian HighYieldBond 4	34.75%
マネーブルマザーファンド	1.07%
コール・ローン等	2.94%
合 計	100.00%

● 高金利通貨コース

資産別構成	
資産の種類	純資産比
Lion Asian HighYieldBond 3	53.42%
Nikko AsiaHighYieldBondFund 3	41.63%
マネーブルマザーファンド	1.02%
コール・ローン等	3.93%
合 計	100.00%

● ブラジルリアルコース

資産別構成	
資産の種類	純資産比
Nikko AsiaHighYieldBondFund 2	59.19%
Lion Asian HighYieldBond 2	36.99%
マネーブルマザーファンド	1.01%
コール・ローン等	2.81%
合 計	100.00%

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

●米ドルコース

資産別構成	
資産の種類	純資産比
Nikko AsiaHighYieldBondFund 5	52.17%
Lion Asian HighYieldBond 5	43.86%
マネーブルマザーファンド	0.99%
コール・ローン等	2.98%
合 計	100.00%

●日本円コース

資産別構成	
資産の種類	純資産比
Nikko AsiaHighYieldBondFund 1	51.48%
Lion Asian HighYieldBond 1	45.49%
マネーブルマザーファンド	1.06%
コール・ローン等	1.97%
合 計	100.00%

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

《主要投資対象の投資信託証券の運用状況》

● 日興 アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

日興アセットマネジメント アジア リミテッドが作成したデータを掲載しております。

資産別構成	
資産の種類	純資産比
債券等	99.1%
現金等	0.9%
合計	100.0%

組入上位10銘柄							
	銘柄名	クーポン	償還日	国/地域	業種	格付	純資産比
1	GLP PTE. LTD. 3.875% 04-JUN-2025	3.875%	2025/06/04	シンガポール	不動産	BB	4.0%
2	FUQING INVESTMENT MANAGEMENT LIMITED 3.25% 23-JUN-2025	3.250%	2025/06/23	中国	不動産	B	3.0%
3	YANLORD LAND (HK) CO., LIMITED 5.125% 20-MAY-2026	5.125%	2026/05/20	中国	不動産	B	3.0%
4	SAN MIGUEL GLOBAL POWER HOLDINGS CORP. 8.125% PERP	8.125%	永久債	フィリピン	電力	B	2.6%
5	INDIA CLEAN ENERGY HOLDINGS 4.5% 18-APR-2027	4.500%	2027/04/18	インド	電力	BB	2.5%
6	PINGAN REAL ESTATE CAPITAL LIMITED 3.45% 29-JUL-2026	3.450%	2026/07/29	中国	不動産	B	2.4%
7	NICKEL INDUSTRIES LIMITED 11.25% 21-OCT-2028	11.250%	2028/10/21	インドネシア	各種金属・鉱業	B	2.2%
8	GOLOMT BANK LLC 11.0% 20-MAY-2027	11.000%	2027/05/20	モンゴル	銀行	B	2.2%
9	FWD GROUP LIMITED 8.045% PERP	8.045%	永久債	香港	保険	BB	2.1%
10	MELCO RESORTS FINANCE LTD. 5.25% 26-APR-2026	5.250%	2026/04/26	香港	ホテル	BB	2.0%
組入銘柄数						68銘柄	

- 格付は、S & P及びムーディーズのうち、最上位の格付を採用しています。
- 格付のない発行体については、日興アセットマネジメント アジア リミテッドの社内格付を採用しています。
- 償還日が「永久債」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

●ライオン アジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

ライオングローバルインベスターズが作成したデータを掲載しております。

資産別構成	
資産の種類	純資産比
債券等	81.9%
現金等	18.1%
合計	100.0%

組入上位10銘柄							
	銘柄名	クーポン	償還日	国/地域	業種	格付	純資産比
1	NETWORK 12I LTD 5.65% DUE 31/12/2199	5.650%	永久債	インド	電気通信サービス	BB	7.1%
2	INDIKA INTI ENERGI PT 8.75% DUE 07/05/2029	8.750%	2029/05/07	インドネシア	石炭	BB	5.5%
3	RIZAL COMMERCIAL BANKING 6.5% DUE 31/12/2199	6.500%	永久債	フィリピン	銀行	BB	5.3%
4	SAN MIGUEL CORP 5.5% DUE 31/12/2199	5.500%	永久債	フィリピン	コングロマリット	B	4.3%
5	STUDIO CITY FINANCE LTD 5% DUE 15/01/2029	5.000%	2029/01/15	マカオ	ホテル	B	3.9%
6	FAR EAST HORIZON LTD 6.625% DUE 16/04/2027	6.625%	2027/04/16	中国	各種金融サービス	BBB	3.6%
7	VEDANTA RESOURCES 9.475% DUE 24/07/2030	9.475%	2030/07/24	インド	各種金属・鉱業	B	3.6%
8	SHRIRAM FINANCE LTD 6.15% DUE 03/04/2028	6.150%	2028/04/03	インド	各種金融サービス	BB	3.6%
9	PRUDENTIAL FUNDING ASIA 2.95% DUE 03/11/2033	2.950%	2033/11/03	香港	保険	A	3.3%
10	SHANGHAI COMMERCIAL BANK 6.375% DUE 28/02/2033	6.375%	2033/02/28	香港	銀行	BBB	3.3%
組入銘柄数						41銘柄	

- 格付は、S & P及びムーディーズのうち、最上位の格付を採用しています。
- 格付のない発行体については、ライオングローバルインベスターズの社内格付を採用しています。
- 償還日が「永久債」の銘柄は償還日の定めのない銘柄です。

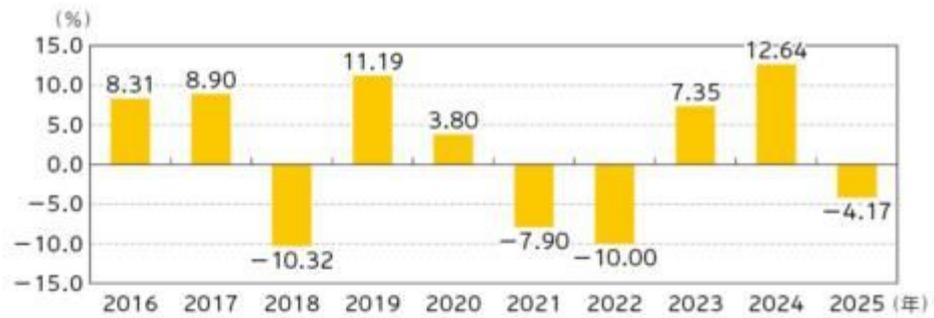
●マネーボールマザーファンド

組入上位10銘柄				
	銘柄名	種類	償還日	純資産比
1	第1271回国庫短期証券	国債証券	2025/03/03	18.1%
2	第1273回国庫短期証券	国債証券	2025/03/17	18.1%
3	第1286回国庫短期証券	国債証券	2025/05/12	18.0%
4	-	-	-	-
5	-	-	-	-
6	-	-	-	-
7	-	-	-	-
8	-	-	-	-
9	-	-	-	-
10	-	-	-	-
組入銘柄数				3銘柄

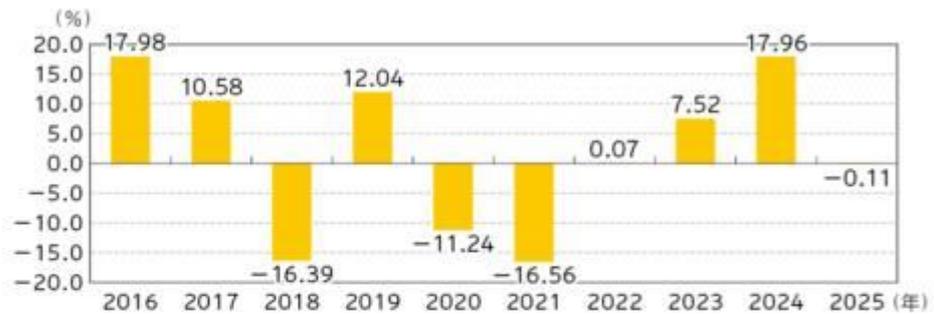
- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

年間収益率の推移（暦年ベース）

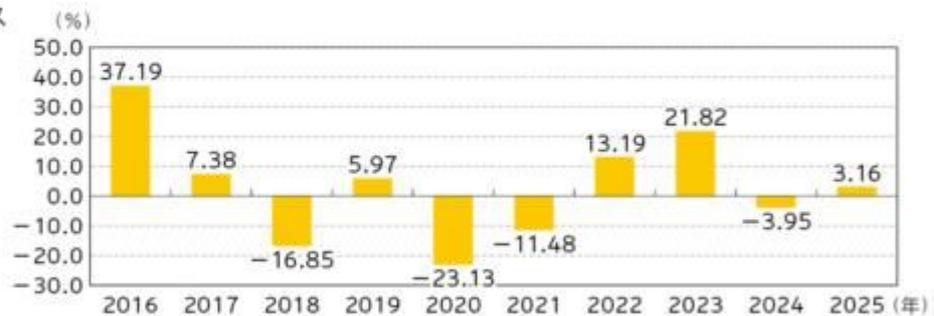
● アジア通貨コース



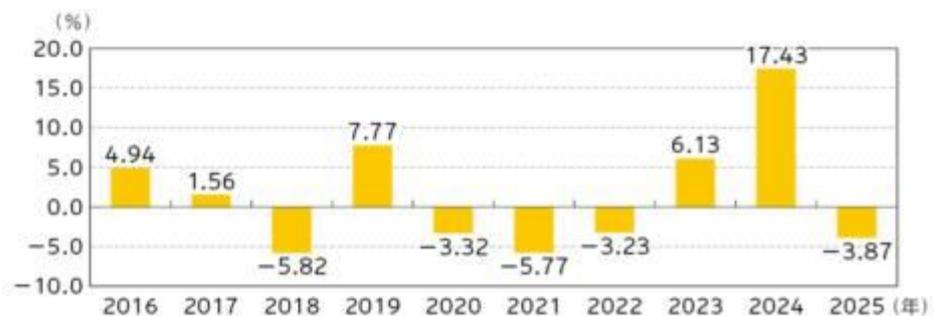
● 高金利通貨コース



● ブラジルリアルコース

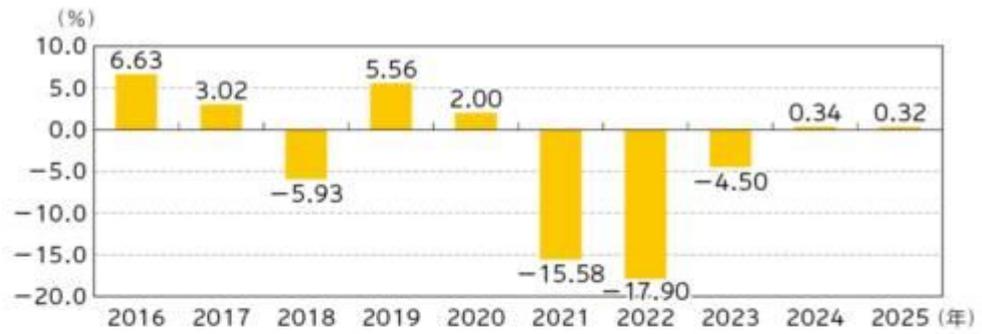


● 米ドルコース



- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

● 日本円コース



- ファンドの年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資)を使用して計算しています。
- 2025年は年初から基準日までの収益率です。
- 当ファンドはベンチマークを設定していません。

- 上記の運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用状況は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
- 表中の各数値を四捨五入して表示している場合、合計が100%とならないことがあります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、シンガポールの銀行休業日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設します。ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくこととなります。

販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、委託会社または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとし、一部解約の受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものと、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して8営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。
信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (4) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規

制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

委託会社の照会先

SOMPOアセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-69-5432（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sompo-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2026年8月10日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、

第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

各ファンドの計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約

- () 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がこの信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- () 委託会社は、前記()の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 前記()から()までの規定は、前記()の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記()から()までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- () 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- () 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第41条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- () 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

は、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- () 前記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第41条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- () 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第41条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本()から()までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託会社は、前記()の事項(前記()の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記()の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- () 前記()の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下()において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記()の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記()から()までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記()から()までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決され

た場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用状況に係る情報の提供

- () 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- () 前記()の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から前記()に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

公告

- () 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.sompo-am.co.jp/>
- () 前記()の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金は、償還日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、シンガポールの銀行休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は、原則として午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2024年8月14日から2025年2月10日までの財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	前 期 2024年8月13日現在	当 期 2025年2月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	136,218,501	130,497,925
投資信託受益証券	2,988,191,055	2,691,100,525
親投資信託受益証券	34,953,320	29,973,326
未収利息	410	1,251
流動資産合計	3,159,363,286	2,851,573,027
資産合計	3,159,363,286	2,851,573,027
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	38,260,150	37,495,736
未払解約金	14,082,225	6,460,114
未払受託者報酬	103,822	81,916
未払委託者報酬	3,080,003	2,430,184
その他未払費用	33,904	26,750
流動負債合計	55,560,104	46,494,700
負債合計	55,560,104	46,494,700
純資産の部		
元本等		
元本	9,565,037,721	9,373,934,143
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	6,461,234,539	6,568,855,816
元本等合計	3,103,803,182	2,805,078,327
純資産合計	3,103,803,182	2,805,078,327
負債純資産合計	3,159,363,286	2,851,573,027

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期		当 期	
	自	2024年2月14日	自	2024年8月14日
	至	2024年8月13日	至	2025年2月10日
営業収益				
受取配当金		345,580,623		285,864,136
受取利息		7,697		63,703
有価証券売買等損益		199,623,353		280,070,524
営業収益合計		145,964,967		5,857,315
営業費用				
支払利息		3,758		-
受託者報酬		596,330		503,906
委託者報酬		17,691,224		14,949,071
その他費用		259,950		170,494
営業費用合計		18,551,262		15,623,471
営業利益又は営業損失（ ）		127,413,705		9,766,156
経常利益又は経常損失（ ）		127,413,705		9,766,156
当期純利益又は当期純損失（ ）		127,413,705		9,766,156
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		5,659,828		1,005,182
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		6,635,426,660		6,461,234,539
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,461,726,723		403,420,875
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,461,726,723		403,420,875
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,165,221,471		272,949,021
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,165,221,471		272,949,021
分配金		255,386,664		227,321,793
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		6,461,234,539		6,568,855,816

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月10日及び8月10日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2024年8月13日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 受益権の総数	9,565,037,721口	9,373,934,143口
2. 元本の欠損	6,461,234,539円	6,568,855,816円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.3245円 (3,245円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.2992円 (2,992円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2024年2月14日 至2024年3月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(53,116,758円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,453,845,512円)及び分配準備積立金(1,497,995,286円)より分配対象収益は7,004,957,556円(1万口当たり7,047.41円)であり、うち39,758,934円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年3月12日 至2024年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(53,244,761円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(6,480,008,568円)及び分配準備積立金(1,493,837,541円)より分配対象収益は8,027,090,870円(1万口当たり7,061.23円)であり、うち45,471,165円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年4月11日 至2024年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(59,483,496円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(6,458,173,691円)及び分配準備積立金(1,486,869,369円)より分配対象収益は8,004,526,556円(1万口当たり7,073.93円)であり、うち45,261,919円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年5月11日 至2024年6月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(58,537,930円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(6,410,594,600円)及び分配準備積立金(1,482,340,142円)より分配対象収益は7,951,472,672円(1万口当たり7,086.22円)であり、うち44,883,954円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年8月14日 至2024年9月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(50,416,064円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,463,657,213円)及び分配準備積立金(1,283,182,742円)より分配対象収益は6,797,256,019円(1万口当たり7,127.10円)であり、うち38,148,680円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年9月11日 至2024年10月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(52,145,070円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,448,673,760円)及び分配準備積立金(1,285,323,948円)より分配対象収益は6,786,142,778円(1万口当たり7,142.06円)であり、うち38,006,562円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年10月11日 至2024年11月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(43,268,326円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,500,172,769円)及び分配準備積立金(1,285,149,579円)より分配対象収益は6,828,590,674円(1万口当たり7,147.45円)であり、うち38,215,414円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年11月12日 至2024年12月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(42,543,765円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,461,453,786円)及び分配準備積立金(1,273,136,991円)より分配対象収益は6,777,134,542円(1万口当たり7,152.50円)であり、うち37,900,752円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	<p>（自2024年6月11日 至2024年7月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（56,679,938円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,969,329,775円）及び分配準備積立金（1,386,113,780円）より分配対象収益は7,412,123,493円（1万口当たり7,101.33円）であり、うち41,750,542円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自2024年7月11日 至2024年8月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（49,687,561円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,474,894,914円）及び分配準備積立金（1,280,170,589円）より分配対象収益は6,804,753,064円（1万口当たり7,114.17円）であり、うち38,260,150円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>	<p>（自2024年12月11日 至2025年1月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（42,218,320円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,422,369,918円）及び分配準備積立金（1,255,490,475円）より分配対象収益は6,720,078,713円（1万口当たり7,157.63円）であり、うち37,554,649円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p> <p>（自2025年1月11日 至2025年2月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（42,082,636円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（5,419,255,003円）及び分配準備積立金（1,252,832,768円）より分配対象収益は6,714,170,407円（1万口当たり7,162.58円）であり、うち37,495,736円（1万口当たり40円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	期首元本額	10,027,811,581円
期中追加設定元本額	1,777,169,807円	404,475,434円
期中一部解約元本額	2,239,943,667円	595,579,012円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	312,798,105	180,612,857
親投資信託受益証券	-	6,001
合計	312,798,105	180,606,856

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年2月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 4	11,890,381	1,719,420,472	
	Lion Asian High Yield Bond 4	5,640,252	971,680,053	
投資信託受益証券 合計		17,530,633	2,691,100,525	
親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	30,006,333	29,973,326	
親投資信託受益証券 合計		30,006,333	29,973,326	

合計		2,721,073,851
----	--	---------------

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	前 期 2024年8月13日現在	当 期 2025年2月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	95,105,772	60,198,622
投資信託受益証券	1,238,771,558	1,123,916,235
親投資信託受益証券	17,091,402	12,099,469
未収利息	286	577
流動資産合計	1,350,969,018	1,196,214,903
資産合計	1,350,969,018	1,196,214,903
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,643,817	17,924,551
未払解約金	12,422,265	767,659
未払受託者報酬	45,752	33,758
未払委託者報酬	1,357,279	1,001,502
その他未払費用	14,935	11,019
流動負債合計	39,484,048	19,738,489
負債合計	39,484,048	19,738,489
純資産の部		
元本等		
元本	12,821,908,873	11,949,700,962
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	11,510,423,903	10,773,224,548
元本等合計	1,311,484,970	1,176,476,414
純資産合計	1,311,484,970	1,176,476,414
負債純資産合計	1,350,969,018	1,196,214,903

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期		当 期	
	自	2024年2月14日	自	2024年8月14日
	至	2024年8月13日	至	2025年2月10日
営業収益				
受取配当金		355,287,144		183,995,643
受取利息		5,107		30,751
有価証券売買等損益		243,210,631		103,847,256
営業収益合計		112,081,620		80,179,138
営業費用				
支払利息		3,689		-
受託者報酬		279,127		208,524
委託者報酬		8,280,713		6,186,003
その他費用		123,547		73,998
営業費用合計		8,687,076		6,468,525
営業利益又は営業損失（ ）		103,394,544		73,710,613
経常利益又は経常損失（ ）		103,394,544		73,710,613
当期純利益又は当期純損失（ ）		103,394,544		73,710,613
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		3,017,188		751,396
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		13,091,068,224		11,510,423,903
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,798,965,900		1,383,622,274
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,798,965,900		1,383,622,274
剰余金減少額又は欠損金増加額		3,139,273,837		601,625,843
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		3,139,273,837		601,625,843
分配金		185,459,474		117,756,293
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		11,510,423,903		10,773,224,548

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月10日及び8月10日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2024年8月13日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 受益権の総数	12,821,908,873口	11,949,700,962口
2. 元本の欠損	11,510,423,903円	10,773,224,548円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.1023円 (1,023円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.0985円 (985円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2024年2月14日 至2024年3月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(57,011,550円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,914,538,529円)及び分配準備積立金(624,504,254円)より分配対象収益は10,596,054,333円(1万口当たり7,210.44円)であり、うち29,390,794円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年3月12日 至2024年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(57,481,202円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,299,374,660円)及び分配準備積立金(645,568,899円)より分配対象収益は12,002,424,761円(1万口当たり7,229.66円)であり、うち33,203,216円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年4月11日 至2024年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(65,841,954円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,338,495,067円)及び分配準備積立金(666,096,345円)より分配対象収益は12,070,433,366円(1万口当たり7,249.27円)であり、うち33,301,005円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年5月11日 至2024年6月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(67,372,085円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,404,424,637円)及び分配準備積立金(693,082,972円)より分配対象収益は12,164,879,694円(1万口当たり7,269.80円)であり、うち33,466,807円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年8月14日 至2024年9月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(38,867,561円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,852,297,053円)及び分配準備積立金(567,185,740円)より分配対象収益は9,458,350,354円(1万口当たり7,312.28円)であり、うち25,869,676円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年9月11日 至2024年10月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(40,084,577円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,893,473,590円)及び分配準備積立金(575,851,939円)より分配対象収益は9,509,410,106円(1万口当たり7,323.24円)であり、うち19,477,807円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年10月11日 至2024年11月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(25,444,792円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,417,449,794円)及び分配準備積立金(560,935,193円)より分配対象収益は9,003,829,779円(1万口当たり7,329.29円)であり、うち18,427,072円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年11月12日 至2024年12月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(24,622,360円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,282,801,844円)及び分配準備積立金(555,075,180円)より分配対象収益は8,862,499,384円(1万口当たり7,334.70円)であり、うち18,124,406円(1万口当たり15円)を分配金額としております。</p>

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	<p>（自2024年6月11日 至2024年7月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（44,404,998円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（10,402,881,260円）及び分配準備積立金（636,733,159円）より分配対象収益は11,084,019,417円（1万口当たり7,279.21円）であり、うち30,453,835円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自2024年7月11日 至2024年8月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（54,476,504円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,767,859,572円）及び分配準備積立金（540,491,172円）より分配対象収益は9,362,827,248円（1万口当たり7,302.19円）であり、うち25,643,817円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（自2024年12月11日 至2025年1月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（24,507,708円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,199,657,596円）及び分配準備積立金（551,278,366円）より分配対象収益は8,775,443,670円（1万口当たり7,340.26円）であり、うち17,932,781円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p> <p>（自2025年1月11日 至2025年2月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（24,626,062円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（8,200,568,026円）及び分配準備積立金（552,990,571円）より分配対象収益は8,778,184,659円（1万口当たり7,345.93円）であり、うち17,924,551円（1万口当たり15円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	期首元本額	14,686,987,982円
期中追加設定元本額	3,530,656,476円	669,648,070円
期中一部解約元本額	5,395,735,585円	1,541,855,981円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	163,731,994	41,635,178
親投資信託受益証券	-	2,421
合計	163,731,994	41,632,757

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年2月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 3	22,474,706	493,701,877	
	Lion Asian High Yield Bond 3	16,454,683	630,214,358	
投資信託受益証券 合計		38,929,389	1,123,916,235	
親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	12,112,794	12,099,469	
親投資信託受益証券 合計		12,112,794	12,099,469	

合計		1,136,015,704
----	--	---------------

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 2024年8月13日現在	当 期 2025年2月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	65,410,637	51,817,930
投資信託受益証券	1,309,933,591	1,150,198,336
親投資信託受益証券	18,275,528	11,984,719
未収利息	197	496
流動資産合計	1,393,619,953	1,214,001,481
資産合計	1,393,619,953	1,214,001,481
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	17,955,587	17,014,892
未払解約金	4,362,780	1,902,301
未払受託者報酬	43,693	33,880
未払委託者報酬	1,296,275	1,005,128
その他未払費用	14,265	11,057
流動負債合計	23,672,600	19,967,258
負債合計	23,672,600	19,967,258
純資産の部		
元本等		
元本	8,977,793,594	8,507,446,376
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,607,846,241	7,313,412,153
元本等合計	1,369,947,353	1,194,034,223
純資産合計	1,369,947,353	1,194,034,223
負債純資産合計	1,393,619,953	1,214,001,481

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期		当 期	
	自	2024年2月14日	自	2024年8月14日
	至	2024年8月13日	至	2025年2月10日
営業収益				
受取配当金		134,595,265		128,311,832
受取利息		3,001		27,573
有価証券売買等損益		198,911,066		123,726,064
営業収益合計		64,312,800		4,613,341
営業費用				
支払利息		2,308		-
受託者報酬		256,546		211,438
委託者報酬		7,610,891		6,272,698
その他費用		114,288		74,954
営業費用合計		7,984,033		6,559,090
営業利益又は営業損失（ ）		72,296,833		1,945,749
経常利益又は経常損失（ ）		72,296,833		1,945,749
当期純利益又は当期純損失（ ）		72,296,833		1,945,749
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		841,286		951,968
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		7,789,830,773		7,607,846,241
剰余金増加額又は欠損金減少額		596,950,726		712,812,606
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		596,950,726		712,812,606
剰余金減少額又は欠損金増加額		233,302,101		309,826,031
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		233,302,101		309,826,031
分配金		110,208,546		105,654,770
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		7,607,846,241		7,313,412,153

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月10日及び8月10日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2024年8月13日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 受益権の総数	8,977,793,594口	8,507,446,376口
2. 元本の欠損	7,607,846,241円	7,313,412,153円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.1526円 (1,526円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.1404円 (1,404円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2024年2月14日 至2024年3月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(21,530,376円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,854,743,111円)及び分配準備積立金(1,167,398,906円)より分配対象収益は6,043,672,393円(1万口当たり6,491.46円)であり、うち18,620,333円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年3月12日 至2024年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(21,853,331円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,854,611,582円)及び分配準備積立金(1,160,309,442円)より分配対象収益は6,036,774,355円(1万口当たり6,495.02円)であり、うち18,588,881円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年4月11日 至2024年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(21,046,666円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,831,057,361円)及び分配準備積立金(1,152,512,234円)より分配対象収益は6,004,616,261円(1万口当たり6,497.84円)であり、うち18,481,834円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年5月11日 至2024年6月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(21,081,082円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,801,772,101円)及び分配準備積立金(1,142,186,313円)より分配対象収益は5,965,039,496円(1万口当たり6,500.87円)であり、うち18,351,445円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年8月14日 至2024年9月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(20,883,897円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,770,053,676円)及び分配準備積立金(1,110,714,617円)より分配対象収益は5,901,652,190円(1万口当たり6,510.07円)であり、うち18,130,759円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年9月11日 至2024年10月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(21,983,453円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,749,546,631円)及び分配準備積立金(1,102,242,931円)より分配対象収益は5,873,773,015円(1万口当たり6,514.50円)であり、うち18,032,860円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年10月11日 至2024年11月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(20,384,334円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,727,465,678円)及び分配準備積立金(1,093,143,684円)より分配対象収益は5,840,993,696円(1万口当たり6,517.32円)であり、うち17,924,457円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年11月12日 至2024年12月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(20,050,418円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,599,406,454円)及び分配準備積立金(1,056,885,336円)より分配対象収益は5,676,342,208円(1万口当たり6,520.47円)であり、うち17,410,805円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p>

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	<p>（自2024年6月11日 至2024年7月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（21,056,868円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,769,319,513円）及び分配準備積立金（1,131,734,125円）より分配対象収益は5,922,110,506円（1万口当たり6,504.04円）であり、うち18,210,466円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自2024年7月11日 至2024年8月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（20,539,523円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,709,336,541円）及び分配準備積立金（1,112,012,884円）より分配対象収益は5,841,888,948円（1万口当たり6,507.02円）であり、うち17,955,587円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>	<p>（自2024年12月11日 至2025年1月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（20,187,953円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,533,686,266円）及び分配準備積立金（1,037,609,403円）より分配対象収益は5,591,483,622円（1万口当たり6,524.09円）であり、うち17,140,997円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p> <p>（自2025年1月11日 至2025年2月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（19,614,719円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,504,957,093円）及び分配準備積立金（1,028,410,836円）より分配対象収益は5,552,982,648円（1万口当たり6,527.19円）であり、うち17,014,892円（1万口当たり20円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	期首元本額	9,415,941,782円
期中追加設定元本額	280,992,557円	363,044,247円
期中一部解約元本額	719,140,745円	833,391,465円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	141,495,643	9,030,955
親投資信託受益証券	-	2,399
合計	141,495,643	9,028,556

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年2月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 2	12,870,011	709,613,844	
	Lion Asian High Yield Bond 2	8,435,791	440,584,492	
投資信託受益証券	合計	21,305,802	1,150,198,336	
親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	11,997,917	11,984,719	
親投資信託受益証券	合計	11,997,917	11,984,719	

合計		1,162,183,055
----	--	---------------

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 2024年8月13日現在	当 期 2025年2月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,999,760	1,608,263
投資信託受益証券	63,771,012	44,337,500
親投資信託受益証券	659,650	460,006
未収利息	9	15
流動資産合計	67,430,431	46,405,784
資産合計	67,430,431	46,405,784
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	367,203	255,019
未払受託者報酬	2,144	1,536
未払委託者報酬	63,541	45,473
その他未払費用	687	490
流動負債合計	433,575	302,518
負債合計	433,575	302,518
純資産の部		
元本等		
元本	91,800,775	63,754,788
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	24,803,919	17,651,522
元本等合計	66,996,856	46,103,266
純資産合計	66,996,856	46,103,266
負債純資産合計	67,430,431	46,405,784

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期		当 期	
	自	2024年2月14日	自	2024年8月14日
	至	2024年8月13日	至	2025年2月10日
営業収益				
受取配当金		2,893,980		2,650,027
受取利息		95		1,263
有価証券売買等損益		711,465		233,156
営業収益合計		2,182,610		2,418,134
営業費用				
支払利息		139		-
受託者報酬		11,722		10,572
委託者報酬		347,617		313,588
その他費用		5,171		9,334
営業費用合計		364,649		333,494
営業利益又は営業損失（ ）		1,817,961		2,084,640
経常利益又は経常損失（ ）		1,817,961		2,084,640
当期純利益又は当期純損失（ ）		1,817,961		2,084,640
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		158,708		344,173
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		26,260,867		24,803,919
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,313,883		7,044,855
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,313,883		7,044,855
剰余金減少額又は欠損金増加額		277,050		271,847
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		277,050		271,847
分配金		2,239,138		2,049,424
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		24,803,919		17,651,522

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月10日及び8月10日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2024年8月13日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 受益権の総数	91,800,775口	63,754,788口
2. 元本の欠損	24,803,919円	17,651,522円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.7298円 (7,298円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.7231円 (7,231円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2024年2月14日 至2024年3月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(455,977円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(19,844,485円)及び分配準備積立金(5,690,936円)より分配対象収益は25,991,398円(1万口当たり2,620.24円)であり、うち396,774円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年3月12日 至2024年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(464,077円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(18,488,157円)及び分配準備積立金(5,351,423円)より分配対象収益は24,303,657円(1万口当たり2,631.69円)であり、うち369,397円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年4月11日 至2024年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(459,344円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(18,531,109円)及び分配準備積立金(5,446,103円)より分配対象収益は24,436,556円(1万口当たり2,641.34円)であり、うち370,059円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年5月11日 至2024年6月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(453,731円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(18,414,048円)及び分配準備積立金(5,489,580円)より分配対象収益は24,357,359円(1万口当たり2,650.92円)であり、うち367,528円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年8月14日 至2024年9月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(419,354円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(17,946,615円)及び分配準備積立金(5,536,651円)より分配対象収益は23,902,620円(1万口当たり2,673.74円)であり、うち357,589円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年9月11日 至2024年10月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(469,789円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(18,000,536円)及び分配準備積立金(5,598,416円)より分配対象収益は24,068,741円(1万口当たり2,686.16円)であり、うち358,407円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年10月11日 至2024年11月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(453,116円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(18,043,026円)及び分配準備積立金(5,709,798円)より分配対象収益は24,205,940円(1万口当たり2,696.64円)であり、うち359,050円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年11月12日 至2024年12月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(413,524円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(18,084,980円)及び分配準備積立金(5,803,864円)より分配対象収益は24,302,368円(1万口当たり2,702.62円)であり、うち359,681円(1万口当たり40円)を分配金額としております。</p>

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	<p>（自2024年6月11日 至2024年7月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益 （464,829円）（本ファンドに帰属すべき親投 資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0 円）、信託約款に規定される収益調整金 （18,456,391円）及び分配準備積立金 （5,575,783円）より分配対象収益は 24,497,003円（1万口当たり2,661.42円）であ り、うち368,177円（1万口当たり40円）を分 配金額としております。</p> <p>（自2024年7月11日 至2024年8月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益 （410,061円）（本ファンドに帰属すべき親投 資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0 円）、信託約款に規定される収益調整金 （18,417,253円）及び分配準備積立金 （5,648,648円）より分配対象収益は 24,475,962円（1万口当たり2,666.18円）であ り、うち367,203円（1万口当たり40円）を分 配金額としております。</p>	<p>（自2024年12月11日 至2025年1月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益 （456,225円）（本ファンドに帰属すべき親投 資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0 円）、信託約款に規定される収益調整金 （18,095,311円）及び分配準備積立金 （5,847,437円）より分配対象収益は 24,398,973円（1万口当たり2,713.40円）であ り、うち359,678円（1万口当たり40円）を分 配金額としております。</p> <p>（自2025年1月11日 至2025年2月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益 （244,959円）（本ファンドに帰属すべき親投 資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、 繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0 円）、信託約款に規定される収益調整金 （12,837,154円）及び分配準備積立金 （4,261,247円）より分配対象収益は 17,343,360円（1万口当たり2,720.31円）であ り、うち255,019円（1万口当たり40円）を分 配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	期首元本額	99,295,583円
期中追加設定元本額	1,117,669円	1,033,037円
期中一部解約元本額	8,612,477円	29,079,024円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5,827,331	2,490,945
親投資信託受益証券	-	91
合計	5,827,331	2,490,854

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年2月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 5	41,960	24,133,613	
	Lion Asian High Yield Bond 5	32,872	20,203,887	
投資信託受益証券 合計		74,832	44,337,500	
親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	460,513	460,006	
親投資信託受益証券 合計		460,513	460,006	

合計		44,797,506
----	--	------------

(注) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 2024年8月13日現在	当 期 2025年2月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,985,019	4,000,813
投資信託受益証券	94,307,914	88,104,381
親投資信託受益証券	1,543,494	1,044,221
未収利息	21	38
流動資産合計	102,836,448	93,149,453
資産合計	102,836,448	93,149,453
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	878,878	862,415
未払解約金	544,323	-
未払受託者報酬	3,160	2,612
未払委託者報酬	93,766	77,435
その他未払費用	1,024	843
流動負債合計	1,521,151	943,305
負債合計	1,521,151	943,305
純資産の部		
元本等		
元本	292,959,575	287,471,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	191,644,278	195,265,678
元本等合計	101,315,297	92,206,148
純資産合計	101,315,297	92,206,148
負債純資産合計	102,836,448	93,149,453

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前 期		当 期	
	自	2024年2月14日	自	2024年8月14日
	至	2024年8月13日	至	2025年2月10日
営業収益				
受取配当金		6,480,692		6,359,698
受取利息		298		2,290
有価証券売買等損益		5,039,067		7,902,806
営業収益合計		1,441,923		1,540,818
営業費用				
支払利息		191		-
受託者報酬		17,160		16,145
委託者報酬		509,029		478,842
その他費用		7,618		11,152
営業費用合計		533,998		506,139
営業利益又は営業損失（ ）		907,925		2,046,957
経常利益又は経常損失（ ）		907,925		2,046,957
当期純利益又は当期純損失（ ）		907,925		2,046,957
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		5,302		109
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		188,310,538		191,644,278
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,574,735		9,908,119
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,574,735		9,908,119
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,535,551		6,241,518
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		8,535,551		6,241,518
分配金		5,275,547		5,240,935
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		191,644,278		195,265,678

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。 受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 特定期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年2月10日及び8月10日を特定期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前特定期間末日を2024年8月13日としております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 受益権の総数	292,959,575口	287,471,826口
2. 元本の欠損	191,644,278円	195,265,678円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.3458円 (3,458円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.3207円 (3,207円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 分配金の計算過程	<p>(自2024年2月14日 至2024年3月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,016,290円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(72,954,139円)及び分配準備積立金(35,914,353円)より分配対象収益は109,884,782円(1万口当たり3,702.14円)であり、うち890,438円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年3月12日 至2024年4月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(980,731円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(72,059,689円)及び分配準備積立金(34,862,848円)より分配対象収益は107,903,268円(1万口当たり3,706.18円)であり、うち873,427円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年4月11日 至2024年5月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(985,913円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(72,432,273円)及び分配準備積立金(34,828,718円)より分配対象収益は108,246,904円(1万口当たり3,710.02円)であり、うち875,301円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年5月11日 至2024年6月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(986,811円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(72,723,306円)及び分配準備積立金(34,787,323円)より分配対象収益は108,497,440円(1万口当たり3,713.85円)であり、うち876,423円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2024年8月14日 至2024年9月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(990,847円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(73,890,867円)及び分配準備積立金(34,803,112円)より分配対象収益は109,684,826円(1万口当たり3,724.54円)であり、うち883,472円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年9月11日 至2024年10月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(1,052,720円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(73,410,463円)及び分配準備積立金(34,403,482円)より分配対象収益は108,866,665円(1万口当たり3,730.75円)であり、うち875,420円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年10月11日 至2024年11月11日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(960,673円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(73,976,987円)及び分配準備積立金(34,580,782円)より分配対象収益は109,518,442円(1万口当たり3,733.50円)であり、うち880,013円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p> <p>(自2024年11月12日 至2024年12月10日) 計算期間末における経費控除後の配当等収益(970,103円)(本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(74,207,791円)及び分配準備積立金(34,516,881円)より分配対象収益は109,694,775円(1万口当たり3,736.60円)であり、うち880,701円(1万口当たり30円)を分配金額としております。</p>

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	<p>（自2024年6月11日 至2024年7月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（990,033円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（73,295,402円）及び分配準備積立金（34,897,711円）より分配対象収益は109,183,146円（1万口当たり3,717.56円）であり、うち881,080円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自2024年7月11日 至2024年8月13日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（973,538円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（73,315,418円）及び分配準備積立金（34,718,669円）より分配対象収益は109,007,625円（1万口当たり3,720.89円）であり、うち878,878円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>	<p>（自2024年12月11日 至2025年1月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（953,547円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（72,552,442円）及び分配準備積立金（33,578,703円）より分配対象収益は107,084,692円（1万口当たり3,740.21円）であり、うち858,914円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p> <p>（自2025年1月11日 至2025年2月10日） 計算期間末における経費控除後の配当等収益（939,141円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（73,035,088円）及び分配準備積立金（33,624,005円）より分配対象収益は107,598,234円（1万口当たり3,742.89円）であり、うち862,415円（1万口当たり30円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	前期	当期
	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	<p>（1）金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券に関する注記）に記載しております。</p> <p>（2）金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクに晒されております。</p>	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。</p> <p>市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。</p> <p>流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。</p> <p>また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。</p>	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項目	前期 自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	当期 自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
	期首元本額	294,565,713円
期中追加設定元本額	13,248,706円	9,438,483円
期中一部解約元本額	14,854,844円	14,926,232円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2024年8月13日現在	当期 2025年2月10日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	865,849	1,774,187
親投資信託受益証券	-	209
合計	865,849	1,773,978

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年2月10日現在

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	Nikko Asia High Yield Bond Fund 1	297,893	46,460,349	
	Lion Asian High Yield Bond 1	166,015	41,644,032	
投資信託受益証券 合計		463,908	88,104,381	
親投資信託受益証券	マネープールマザーファンド	1,045,371	1,044,221	
親投資信託受益証券 合計		1,045,371	1,044,221	

合計		89,148,602
----	--	------------

（注）投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース / 高金利通貨コース / ブラジルリアルコース / 米ドルコース / 日本円コースの主要投資対象の状況は以下のとおりです。

*なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

マネープールマザーファンド

貸借対照表

	2024年8月13日現在	2025年2月10日現在
科 目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	379,264	217,925
コール・ローン	32,148,478	15,347,715
国債証券	39,997,520	39,994,010
未収利息	96	147
流動資産合計	72,525,358	55,559,797
資産合計	72,525,358	55,559,797
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	72,646,896	55,622,928
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	121,538	63,131
元本等合計	72,525,358	55,559,797
純資産合計	72,525,358	55,559,797
負債純資産合計	72,525,358	55,559,797

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

期別	2024年8月13日現在	2025年2月10日現在
1. 受益権の総数	72,646,896口	55,622,928口
2. 元本の欠損	121,538円	63,131円
3. 1口当たり純資産額	0.9983円	0.9989円

期別	2024年8月13日現在		2025年2月10日現在	
計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	(1万口当たり純資産額)	(9,983円)	(1万口当たり純資産額)	(9,989円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(有価証券に関する注記)に記載しております。 (2) 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、市場リスク(価格変動、為替変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年8月13日現在	2025年2月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

2024年8月13日現在	2025年2月10日現在
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	自 2024年2月14日 至 2024年8月13日	自 2024年8月14日 至 2025年2月10日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	67,638,381円	72,646,896円
同期中追加設定元本額	5,008,515円	- 円
同期中一部解約元本額	- 円	17,023,968円
元本の内訳*		
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース	35,012,842円	30,006,333円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース	17,120,507円	12,112,794円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース	18,306,650円	11,997,917円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース	1,546,123円	1,045,371円
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース	660,774円	460,513円
計	72,646,896円	55,622,928円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2024年8月13日現在	2025年2月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
国債証券	1,840	6,570
合計	1,840	6,570

（注）「当計算期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間を指しておりません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

2025年2月10日現在

種類	銘柄	券面総額 （円）	評価額 （円）	備考
国債証券	第1268回国庫短期証券	20,000,000	19,998,860	
	第1271回国庫短期証券	10,000,000	9,998,230	
	第1273回国庫短期証券	10,000,000	9,996,920	
合計		40,000,000	39,994,010	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

NikkoAM Asia Investment Series - NikkoAM Asia High Yield Bond Fund

（1）貸借対照表

2023年12月31日現在

アメリカドル

資産		
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		27,026,858
現金及び現金同等物		2,609,349
資産合計		<u>29,636,207</u>
負債		
流動負債		
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		36,319
未払費用及びその他未払金		144,694
受入担保金		30,000
負債合計（償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）		<u>211,013</u>
償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産（仲値）		<u>29,425,194</u>
償還可能受益証券クラス当たりの純資産額（仲値）		
クラス1	(305,960口)	388,683
クラス2	(13,841,297口)	6,590,831
クラス3	(22,131,915口)	4,446,659
クラス4	(15,009,002口)	17,768,835
クラス5	(59,791口)	230,186
		<u>29,425,194</u>

Lion Global Investors Asian High Yield Bond Fund

(1) 貸借対照表

2023年12月31日現在

アメリカドル

資産		
流動資産		
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		12,746,762
差入証拠金		1,850,000
現金及び現金同等物		630,922
その他未収金		14,649
資産合計		<u>15,242,333</u>
負債		
流動負債		
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		6,852
その他未払金		104,370
負債合計（償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）		<u>111,222</u>

償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産

(1口当たりの純資産額)

	クラス1 口数	クラス2 口数	クラス3 口数	クラス4 口数	クラス5 口数
2023年12月31日現在					
期首発行済み口数	165,463	10,726,754	7,521,462	3,579,007	62,139
期中追加発行口数	-	-	10,595,371	-	1,601
期中解約口数	(3,387)	(1,283,855)	(4,423,554)	-	(3,186)
期末発行済み口数	162,076	9,442,899	13,693,279	3,579,007	60,554
	クラス1 アメリカドル	クラス2 アメリカドル	クラス3 アメリカドル	クラス4 アメリカドル	クラス5 アメリカドル
受益証券の保有者に帰属 する純資産	339,486	4,454,960	5,017,145	5,057,315	262,205
1口当たりの純資産額	2.095	0.472	0.366	1.413	4.330

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース

2025年2月28日現在

資産総額	2,814,446,747円
負債総額	5,365,342円
純資産総額（ - ）	2,809,081,405円
発行済数量	9,374,424,597口
1単位当りの純資産額（ / ）	0.2997円

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース

2025年2月28日現在

資産総額	1,188,615,295円
負債総額	1,457,345円
純資産総額（ - ）	1,187,157,950円
発行済数量	12,018,361,513口
1単位当りの純資産額（ / ）	0.0988円

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース

2025年2月28日現在

資産総額	1,192,032,924円
負債総額	1,749,808円
純資産総額（ - ）	1,190,283,116円
発行済数量	8,523,522,832口
1単位当りの純資産額（ / ）	0.1396円

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコース

2025年2月28日現在

資産総額	46,432,263円
負債総額	23,399円
純資産総額（ - ）	46,408,864円
発行済数量	63,895,013口
1単位当りの純資産額（ / ）	0.7263円

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

2025年2月28日現在

資産総額	79,667,687円
負債総額	181,282円
純資産総額（ - ）	79,486,405円
発行済数量	244,880,757口
1単位当りの純資産額（ / ）	0.3246円

（参考）マネープールマザーファンド

2025年2月28日現在

資産総額	55,368,803円
負債総額	円
純資産総額（ - ）	55,368,803円
発行済数量	55,422,707口
1単位当りの純資産額（ / ）	0.9990円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については

原則として取得申込者とします。)に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2025年2月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株
最近5年間における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2025年2月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき10名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行います。また、その選任決議は、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期終了と同時に終了します。

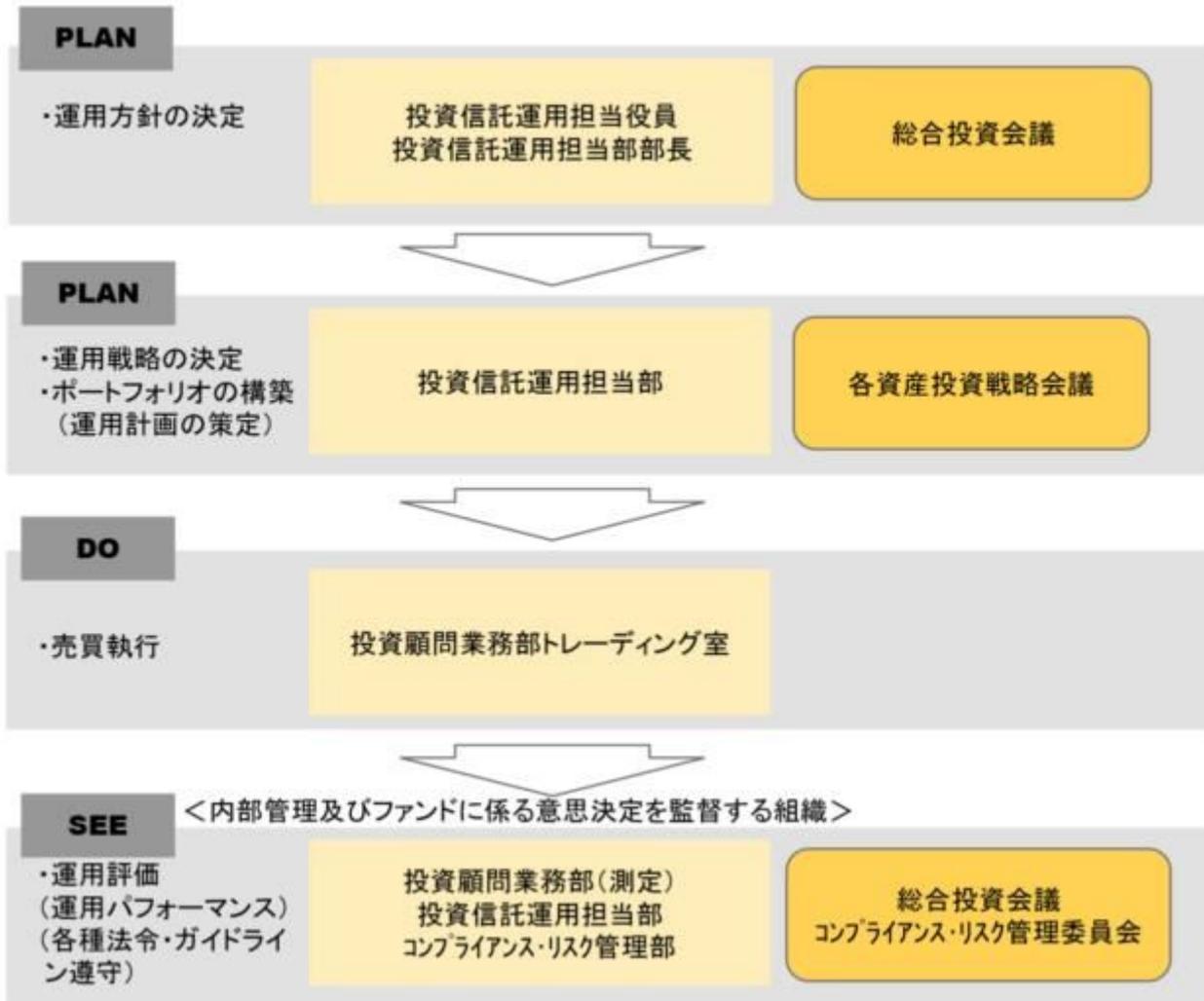
取締役会の決議によって、代表取締役を選定します。また、取締役会長、取締役社長各1名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となります。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は会日の3日前までに発します。ただし、緊急の必要のある場合には、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・総合投資会議は、ファンドの運用方針の分析と決定を行います。
- ・各資産投資戦略会議は、総合投資会議の運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、各運用担当部が運用計画を策定します。
銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・各運用担当部で策定された運用計画に基づき、投資顧問業務部トレーディング室が最良執行の観点から売買を執行します。
- ・運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、総合投資会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は2025年2月末現在、計305本（追加型株式投資信託174本、単位型株式投資信託94本、単位型公社債投資信託37本）であり、その純資産総額の合計は2,347,414百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるSOMPOアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに、同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			3,546,171		4,034,755
2 前払費用			101,203		112,742
3 未収委託者報酬			1,194,368		1,702,469
4 未収運用受託報酬			2,618,849		4,148,794
5 その他			3,043		2,289
流動資産合計			7,463,635		10,001,052
固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	1		8,078		3,942
(2) 器具備品	1		73,225		43,412
有形固定資産合計			81,304		47,354
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			658,124		591,110
(2) 長期差入保証金			173,961		173,961
(3) 繰延税金資産			348,349		341,629
(4) その他			32		31
投資その他の資産合計			1,180,467		1,106,732
固定資産合計			1,266,307		1,158,622
資産合計			8,729,943		11,159,674

区分	注記 番号	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			7,771		15,473
2 未払金					
(1) 未払配当金	2	770,000		1,150,000	
(2) 未払手数料		460,087		606,388	
(3) その他未払金	2	141,725	1,371,812	216,600	1,972,988
3 未払費用			1,873,823		2,951,081
4 未払消費税等			214,504		301,562
5 未払法人税等			262,245		526,818
6 賞与引当金			205,460		185,326
7 役員賞与引当金			6,600		8,100
流動負債合計			3,942,217		5,961,351
固定負債					
1 退職給付引当金			245,172		257,375
2 資産除去債務			9,422		9,582
固定負債合計			254,594		266,957
負債合計			4,196,812		6,228,309
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			2,544,383		2,875,330
利益剰余金合計			2,544,383		2,875,330
株主資本合計			4,507,664		4,838,610
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			25,466		92,755

評価・換算差額等合計			25,466	92,755
純資産合計			4,533,130	4,931,365
負債・純資産合計			8,729,943	11,159,674

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬		6,268,013		8,333,682	
2 運用受託報酬		5,283,477	11,551,491	6,117,209	14,450,891
営業費用					
1 支払手数料		2,600,324		3,499,242	
2 広告宣伝費		25,984		14,970	
3 公告費		200		200	
4 調査費		3,945,034		5,246,032	
(1) 調査費		1,032,243		1,274,945	
(2) 委託調査費		2,909,783		3,968,103	
(3) 図書費		3,007		2,983	
5 営業雑経費		149,447		146,958	
(1) 通信費		13,489		13,473	
(2) 印刷費		115,724		111,483	
(3) 諸会費		20,233	6,720,990	22,001	8,907,404
一般管理費					
1 給料		1,754,897		1,780,148	
(1) 役員報酬		59,540		58,490	
(2) 給料・手当		1,460,378		1,479,591	
(3) 賞与		234,978		242,065	
2 福利厚生費		231,703		249,823	
3 交際費		10,365		15,575	
4 寄付金		1,300		1,330	
5 旅費交通費		29,102		35,906	
6 法人事業税		53,595		61,266	
7 租税公課		26,705		19,614	
8 不動産賃借料		221,573		221,404	
9 退職給付費用		87,487		91,397	
10 賞与引当金繰入		205,460		185,326	
11 役員賞与引当金繰入		6,600		8,100	
12 固定資産減価償却費		39,296		38,014	
13 諸経費		437,986	3,106,075	459,163	3,167,070
営業利益			1,724,425		2,376,417
営業外収益					
1 受取配当金		8,687		476	
2 受取利息		0		0	
3 有価証券償還益		3,726		-	
4 為替差益		11,910		9,754	
5 保険配当金		621		626	
6 雑益		2,493	27,439	2,615	13,473
営業外費用					
1 有価証券売却損		-		7,678	
2 有価証券償還損		-		278	
3 事務過誤費		9,164		228,515	
4 雑損		394	9,558	241	236,712
経常利益			1,742,306		2,153,177
特別損失					
1 有価証券評価損		4,032		-	
2 固定資産除却損	1	-	4,032	0	0
税引前当期純利益			1,738,274		2,153,177
法人税・住民税及び事業税			522,813		695,208
法人税等調整額			30,682		22,977
当期純利益			1,184,778		1,480,946

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(単位:千円)
	株主資本	

	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,129,605	2,129,605	4,092,885
当期変動額						
剰余金の配当				770,000	770,000	770,000
当期純利益				1,184,778	1,184,778	1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	414,778	414,778	414,778
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,985	45,985	4,138,870
当期変動額			
剰余金の配当			770,000
当期純利益			1,184,778
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	20,518	20,518	20,518
当期変動額合計	20,518	20,518	394,259
当期末残高	25,466	25,466	4,533,130

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,544,383	2,544,383	4,507,664
当期変動額						
剰余金の配当				1,150,000	1,150,000	1,150,000
当期純利益				1,480,946	1,480,946	1,480,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	330,946	330,946	330,946
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	25,466	25,466	4,533,130
当期変動額			
剰余金の配当			1,150,000
当期純利益			1,480,946
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	67,288	67,288	67,288
当期変動額合計	67,288	67,288	398,234
当期末残高	92,755	92,755	4,931,365

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2～20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業は、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

(2) 投資顧問事業は、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しております。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づき契約ごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しております。

6. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	104,035	108,411
器具備品	143,638	177,083

2 関係会社項目

関係会社に対する負債は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
未払金		
未払配当金	770,000	1,150,000
その他未払金	-	188

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	0

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	-株	-株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年3月30日 取締役会	普通 株式	770,000千円	31,970円	-	2023年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末株式数
普通株式	24,085株	-株	-株	24,085株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月28日 取締役会	普通 株式	1,150,000千円	47,747円	-	2024年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、そのほとんどが信託財産から支払われるため、回収リスクは僅少であります。

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	657,374	657,374	-
資産計	657,374	657,374	-

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券(2)	590,360	590,360	-
資産計	590,360	590,360	-

(1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 以下の市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借

対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非上場株式	750	750

注1. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,546,149	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,194,368	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	2,618,849	-	-	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	147,960	90,026	150,462	268,926
合計	7,507,327	90,026	150,462	268,926

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	4,034,755	-	-	-
(2) 未収委託者報酬	1,702,469	-	-	-
(3) 未収運用受託報酬	4,148,794	-	-	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	12,783	257,883	167,593	152,101
合計	9,898,803	257,883	167,593	152,101

注2. 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	462,624	194,750	657,374
資産計	-	462,624	194,750	657,374

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計

投資有価証券	-	333,213	257,147	590,360
資産計	-	333,213	257,147	590,360

(2) 期首残高から当事業年度末残高への調整表、当事業年度の損益に記載した評価損益

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	180,730	180,730
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	-	-
その他有価証券評価差額金	14,020	14,020
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	-
売却	-	-
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	194,750	194,750
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	194,750	194,750
当事業年度の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	0	0
その他有価証券評価差額金	51,397	51,397
購入、売却、発行及び決済		
購入	11,100	11,100
売却	100	100
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
当事業年度末残高	257,147	257,147
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

(3) 時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	371,165	294,700	76,465
	小計	371,165	294,700	76,465
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	286,209	330,000	43,790
	小計	286,209	330,000	43,790
合計		657,374	624,700	32,674

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	479,618	336,668	142,950
	小計	479,618	336,668	142,950
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	110,742	120,000	9,258
	小計	110,742	120,000	9,258
合計		590,360	456,668	133,692

5. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	187,421	22,295	29,973
合計	187,421	22,295	29,973

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要(出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。)

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	208,284	245,172
退職給付費用	37,940	40,528
退職給付の支払額	1,052	28,325
退職給付引当金の期末残高	245,172	257,375

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	245,172	257,375
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	245,172	257,375
退職給付引当金	245,172	257,375
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	245,172	257,375

(3) 退職給付費用

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	37,940	40,528

3. 確定拠出制度

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当社の確定拠出制度への要拠出額	41,080	43,710

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
ソフトウェア損金算入限度超過額	176,793	169,388
退職給付引当金	75,071	78,808
賞与引当金	62,912	56,746
繰延資産損金算入限度超過額	21,910	43,352
未払事業税	15,571	26,319

未払金否認	7,604	8,118
その他	7,100	7,165
繰延税金資産 小計	366,961	389,896
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	4,119	4,168
評価性引当額 小計	4,119	4,168
繰延税金資産 合計	362,842	385,728
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	11,240	40,937
株式譲渡損益	3,031	3,031
固定資産除去価額	222	131
繰延税金負債 合計	14,493	44,099
繰延税金資産の純額	348,349	341,629

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社事務所及び事業継続用事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.2%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
期首残高	9,265	9,422
取得	-	-
時の経過による調整額	157	159
期末残高	9,422	9,582

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）	当事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
投資信託事業（基本報酬）	6,264,984	8,199,234
投資信託事業（成功報酬）	3,029	134,447
投資顧問事業（基本報酬）	2,834,396	2,793,161
投資顧問事業（成功報酬）	2,449,080	3,324,047
合計	11,551,491	14,450,891

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	2,064,709

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
年金積立金管理運用独立行政法人	3,413,256

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払 (注1)	677,364	未払手数料	168,088

同一の親会社を持つ会社	SOMPOひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	172	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用	運用受託報酬の受取り (注2)	176,500	未収運用受託報酬	96,493
-------------	-------------------	--------	-----	-------	---	----------------	--------------------	---------	----------	--------

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	30	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託代行手数料の支払 (注1)	838,690	未払手数料	218,649
同一の親会社を持つ会社	SOMPOリスクマネジメント株式会社	東京都新宿区	0	リスクコンサルティング業	-	投資信託等に係る委託調査	投資信託等委託調査費の支払(注2)	180,252	未払費用	171,632

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 委託調査費の支払いについては、一般的取引条件によっております。

- (4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

SOMPOホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	188,213.85	204,748.41
1株当たり当期純利益金額(円)	49,191.55	61,488.32

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(千円)	1,184,778	1,480,946
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,184,778	1,480,946

期中平均株式数(株)	24,085	24,085
------------	--------	--------

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第40期中間会計期間 (2024年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
流動資産			
1	現金・預金		3,776,359
2	前払費用		101,733
3	未収委託者報酬		1,881,510
4	未収運用受託報酬		885,944
5	その他	1	5,724
	流動資産合計		6,651,273
固定資産			
1	有形固定資産	2	41,741
2	無形固定資産		4,535
3	投資その他の資産		
	(1) 投資有価証券		542,225
	(2) 長期差入保証金		173,961
	(3) 繰延税金資産		343,198
	(4) その他		31
	投資その他の資産合計		1,059,415
	固定資産合計		1,105,692
	資産合計		7,756,965

		第40期中間会計期間 (2024年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
流動負債			
1	預り金		12,489
2	未払金		
	(1) 未払手数料		640,510
	(2) その他未払金		176,695
	未払金合計		817,206
3	未払費用		588,234
4	未払法人税等		329,073
5	賞与引当金		125,130
6	役員賞与引当金		2,400
	流動負債合計		1,874,533
固定負債			
1	退職給付引当金		280,746
2	資産除去債務		9,664
	固定負債合計		290,411
	負債合計		2,164,944
(純資産の部)			
株主資本			
1	資本金		1,550,000
2	資本剰余金		
	(1) 資本準備金		413,280
	資本剰余金合計		413,280
3	利益剰余金		
	(1) その他利益剰余金		
	繰越利益剰余金		3,549,296
	利益剰余金合計		3,549,296
	株主資本合計		5,512,576
評価・換算差額等			
1	その他有価証券評価差額金		79,445
	評価・換算差額等合計		79,445
	純資産合計		5,592,021

負債・純資産合計		7,756,965
----------	--	-----------

(2) 中間損益計算書

		第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
1 委託者報酬		4,678,028	
2 運用受託報酬		1,628,384	6,306,413
営業費用			
1 支払手数料		1,921,904	
2 広告宣伝費		4,205	
3 公告費		200	
4 調査費		1,700,010	
(1) 調査費		769,941	
(2) 委託調査費		927,733	
(3) 図書費		2,335	
5 営業雑経費		84,240	
(1) 通信費		8,767	
(2) 印刷費		57,722	
(3) 諸会費		17,750	3,710,561
一般管理費			
1 給料		871,079	
(1) 役員報酬		34,822	
(2) 給料・手当		758,455	
(3) 賞与		77,801	
2 福利厚生費		130,329	
3 交際費		8,136	
4 旅費交通費		17,178	
5 法人事業税		29,270	
6 租税公課		4,312	
7 不動産賃借料		111,403	
8 退職給付費用		48,350	
9 賞与引当金繰入		125,130	
10 役員賞与引当金繰入		2,400	
11 固定資産減価償却費	1	10,571	
12 諸経費		261,182	1,619,343
営業利益			976,508
営業外収益			
1 受取配当金		4,824	
2 受取利息		0	
3 有価証券償還益		18,714	
4 雑益		468	24,007
営業外費用			
1 有価証券売却損		301	
2 為替差損		5,254	
3 事務過誤費		13,041	
4 雑損		58	18,656
経常利益			981,860
税引前中間純利益			981,860
法人税、住民税及び事業税			303,588
法人税等調整額			4,306
中間純利益			673,965

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) (単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	2,875,330	2,875,330	4,838,610
当中間期変動額						

中間純利益				673,965	673,965	673,965
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	-	-	-	673,965	673,965	673,965
当中間期末残高	1,550,000	413,280	413,280	3,549,296	3,549,296	5,512,576

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	92,755	92,755	4,931,365
当中間期変動額			
中間純利益			673,965
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	13,310	13,310	13,310
当中間期変動額合計	13,310	13,310	660,655
当中間期末残高	79,445	79,445	5,592,021

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	2~20年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法によっております。

5. 収益及び費用の処理方法

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 投資信託事業においては、信託約款に基づきファンドごとの日々の純資産総額に対し信託報酬率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、信託約款に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

(2) 投資顧問事業においては、投資顧問契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

また、成功報酬型の収益は、投資顧問契約に基づきファンドごとに取り決めている運用パフォーマンスの結果に応じ、報酬を受領する権利が確定した時点で収益を認識しています。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を採用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第40期中間会計期間 (2024年9月30日)
1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。
2 有形固定資産の減価償却累計額	296,066千円

（中間損益計算書関係）

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1 減価償却実施額 有形固定資産	10,571千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,085	-	-	24,085
合計	24,085	-	-	24,085
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券（2）	541,475	541,475	-
資産計	541,475	541,475	-

(1) 「現金・預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未払金」及び「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	750

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル2の時価	観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価	観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類して

おります。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	294,325	247,150	541,475
資産計	-	294,325	247,150	541,475

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は、基準価額によっておりレベル2又はレベル3の時価に分類しております。

(2) 期首残高から中間期末残高への調整表、中間会計期間の損益に記載した評価損益

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	投資有価証券	合計
期首残高	257,147	257,147
中間会計期間の損益又は評価・換算差額等		
損益の計上	301	301
その他有価証券評価差額金	2	2
購入、売却、発行及び決済		
購入	-	-
売却	9,699	9,699
発行	-	-
決済	-	-
レベル3の時価への振替	-	-
レベル3の時価からの振替	-	-
中間期末残高	247,150	247,150
中間会計期間の損益に計上した額のうち中間貸借対照表において保有する金融資産又は金融負債の評価損益	-	-

(3) 時価の評価プロセスの説明

時価の算定にあたっては、投資信託の基準価額を用いております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式
該当事項はありません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(1) 株式	-	-	-

中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	343,507	216,968	126,539
	小計	343,507	216,968	126,539
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	197,968	210,000	12,032
	小計	197,968	210,000	12,032
合計		541,475	426,968	114,507

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	9,582千円
時の経過による調整額	81千円
中間期末残高	9,664千円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
投資信託事業（基本報酬）	4,625,254
投資信託事業（成功報酬）	52,774
投資顧問事業（基本報酬）	1,628,384
合計	6,306,413

(セグメント情報等)

セグメント情報

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	232,178.58 円
1株当たり中間純利益金額	27,982.80 円
	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	673,965 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	673,965 千円
普通株式の期中平均株式数	24,085 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させる

おそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

株式会社りそな銀行（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

資本金の額

279,928百万円（2024年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2024年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社関西みらい銀行	38,971	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

資本金の額は、2024年3月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年 8月20日	臨時報告書
2024年11月12日	有価証券届出書
2024年11月12日	有価証券報告書
2024年11月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月12日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林弘幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸

表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コースの2024年8月14日から2025年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コースの2025年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コースの2024年8月14日から2025年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コースの2025年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコースの2024年8月14日から2025年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコースの2025年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースの2024年8月14日から2025年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 米ドルコースの2025年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月14日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 徳 山 勇 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コースの2024年8月14日から2025年2月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コースの2025年2月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職

業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SOMPOアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

SOMPOアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重俊寛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林弘幸
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SOMPOアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。